

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成26年10月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成26年10月3日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後5時6分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第3号議案 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 甲第5号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 乙第13号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 4 乙第16号議案 工事請負契約について
- 5 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第18号議案 財産の取得について
- 7 乙第19号議案 財産の所得について
- 8 乙第20号議案 訴えの提起について
- 9 乙第21号議案 損害賠償請求控訴事件の和解について
- 10 乙第25号議案 県道の路線の認定及び廃止について
- 11 陳情平成24年第76号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第159号、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第205号、陳情平成25年第2号、同第7号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第95号、同第98号、同第102号の

2、同第103号、同第104号の4、同第108号の2、同第122号、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情第12号、第15号、第17号の2、第18号、第38号、第42号の4、第44号、第47号、第55号、第66号の4、第75号、第77号及び第80号

12 閉会中継続審査（調査）について

13 「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程について（追加議題）

出席委員

委員長	新垣良俊君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	中川京貴君
委員	浦崎唯昭君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境部長	當間秀史君
環境企画統括監	大浜浩志君

環境整備課長	比嘉隆君
土木建築部長	當銘健一郎君
土木総務課長	宮城行夫君
道路街路課長	上原国定君
道路管理課長	嶺井秋夫君
港湾課長	田原武文君
空港課長	多嘉良斉君
都市計画・モノレール課長	伊禮年男君
住宅課長	嘉川陽一君
住宅課副参事	久田武彦君
商工労働部産業政策課班長	古波蔵寿勝君
企業局長	平良敏昭君
建設計画課長	仲村豊君

○新垣良俊委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第3号議案、甲第5号議案、乙第13号議案、乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の10件、陳情平成24年第76号外56件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、甲第3号議案平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 お手元の配付資料1議案説明資料（土木環境委員会）により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

今回の議案は、平成26年第2回沖縄県議会2月定例会の甲第16号議案をもって議決された平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算を増額補正するため、議会の議決を求めるものであります。

既定の歳入予算の総額に一般会計繰入金—ソフト交付金6160万円及び地方債1540万円、既定の歳出予算の総額に工事請負費7700万円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ5億7581万5000円とするものであります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○**田原武文港湾課長** 甲第3号議案平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）について、お手元に配付しております資料2-1により御説明いたします。

1ページをお開きください。

平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の中城湾港機能施設整備事業は、中城湾港新港地区の西埠頭において、港湾機能の強化を図るため、図1の位置図で示されている箇所を上屋を1棟増設するものであります。

上屋の規模は、長さ50メートル、幅20メートルの1000平方メートルで写真1と同じタイプとなります。平成25年度から実施設計を行っており、今年度工事に着手する予定であります。

補正議案の内容といたしましては、中城湾港新港地区西埠頭上屋の実施設計に際し、土質調査を実施したところ想定していたより地盤が弱かったため、くい基礎が必要となったことから工事請負費7700万円の増額補正を行うものであります。

図2の基礎変更図をごらんください。

当初計画では、地盤改良、改良深さ1.0メートル及び直接基礎となっておりますが、くい基礎、長さ24メートルの84本に変更したものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**新垣良俊委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 今建物が東埠頭と西埠頭にそれぞれ建っていますが、建物数の合計は幾らになっていきますか。

○**田原武文港湾課長** 上屋は西埠頭に現在1棟、東埠頭に1棟ございます。

○嘉陽宗儀委員 これは建設をするときに必要だからといって私も提案をした覚えがありますのでいいことですけれども、今現在の利用状況はどうなっていますか。

○田原武文港湾課長 利用状況については、西埠頭は満杯となっておりスペースが足りませんので、外にコンテナを置いてそこに入れて仮の保管をしているという状況でございます。東埠頭も満杯となっております。

○嘉陽宗儀委員 東埠頭を使っている業者はどこから来ていますか。

○田原武文港湾課長 東埠頭の貨物は西埠頭で上げて、そこから横持ちで東埠頭の上屋に入れています。業者は鹿児島から入ってくる貨物、それから久米島から入ってくる貨物といろいろあります。

○嘉陽宗儀委員 ここは国際物流拠点産業集積地域うるま地区の業者の方が利用するということはありませんよね。

○田原武文港湾課長 現在航路が鹿児島となっておりまして、新港地区に立地する企業の利用は余りありません。

○嘉陽宗儀委員 今回の補正は地盤改良となっておりますが、なぜこういう事態が生じたのでしょうか。

○田原武文港湾課長 直近で整備をした東埠頭の基礎構造が今言いました地盤改良と直接基礎というタイプで、基礎のコストを縮減できたということで、予算要望時には同じ工法でいけるのではないかと考えていたものが、実際にボーリング調査をしたところ地盤が弱かったということで、くいが必要になったということでございます。

○嘉陽宗儀委員 今の説明自身が非常に不思議ですけれども、もともと向こうは埋め立ててつくった場所なのに、ボーリング調査をして地質調査をきちんと行った上で設計図は書かないといけないはずですが、最初の設計段階ではこういう手続はなさらなかったのですか。

○田原武文港湾課長 通常の補助事業であれば、予備設計をした上である程度

把握をしてということになりますけれども、今回は沖縄振興一括交付金―一括交付金ですぐ実施設計ということでございましたので、予算要望時には直接基礎という想定をして要望したということでございます。

○嘉陽宗儀委員 今のように埋立地域の地盤については十分当初から予測はできると思いますが、今回そのような普通の設計手続を行わないでぱっと行ってしまったということになってはいますが、それでいいのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 このような構造物の設計を行うときには必要な限り経費を安く上げるということが必要でございます。当初、この場合にはボーリング調査を行う前の段階でしたので、地盤改良を行えば直接基礎でもできるだろうという見込みで行ったわけですが、実際にボーリング調査をしたところ地体力が足りなかったということなのでしょうけれども、一先ほど港湾課長からも話があったとおり、前もってボーリング調査を行っておけばどうしてもここは最初からくい基礎でなければできないということがわかったのかもしれませんが、今回はその手順が前後してしまったというところはあるかと思えます。

○嘉陽宗儀委員 以前にも全部ボーリング調査をして、建物をつくる場合には強度計算も含めてやっています。今回は一括交付金だったので間に合わなかったのではなかったということになっておりますが、やはりこれは一括交付金といえども国民の税金です。そういう無駄遣いと言われるような事態は避けたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 ボーリング調査を行ってくい基礎にする、あるいは当初直接基礎を想定してボーリング調査を行ったらくい基礎になると。余り形式的には変わらないのかなと思えますが、やはり計画性という意味からしますと委員御指摘のとおり前もってボーリング調査を行って、ある程度同じ埠頭であっても場所場所によって地盤というものは相当変わりますので、やはりボーリング調査を行ってしっかり把握してから設計をやっていくということが正しいやり方だと思います。

○嘉陽宗儀委員 今の當銘土木建築部長の答弁はエンジニアらしからぬ、工学士らしからぬ答弁だと思います。科学的な調査の裏打ちされていないいろいろな障害が出てくると思えますので、今後は普通どおりのマニュアル一向この埋立工事でもマニュアルをつくったと思いますが、普通どおりに、マ

ニュアルどおりにやらないとこういうことになるので、このようなことがないようにしてください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 西埠頭の上屋増築ということは、取扱貨物がそれだけふえてきたということでしょうけれども、その推移はどうでしょうか。

○田原武文港湾課長 取扱貨物については実証実験で説明しますが、平成25年度で1月当たり2050トンぐらいです。これは当初実験を始めたころが226トンということですので9倍にふえております。直近の貨物量で言いますと、9月に700トンに達しており、このように順調にふえてきたと理解しております。

○金城勉委員 先島航路のほうも順調に進んでいますか。

○田原武文港湾課長 先島航路については現在実証実験の公募の準備をしておりますけれども、現在公募の要領、それから応募してきた船社の評価基準というものを内部で調整しているところでございます。

○金城勉委員 いつごろからスタートできそうですか。

○田原武文港湾課長 今申し上げました条件が整い次第、開始できるのではないかと考えております。

○金城勉委員 いつごろということはわかりますか。

○田原武文港湾課長 早ければ今月、10月に実施をしたいと考えております。

○金城勉委員 いいことですね。ぜひ早目に就航できるようにお願いします。今回この上屋をつくって今後の見通しとしては今あるものプラス新しくできるものとどれぐらいの取扱量、あるいは向こうの期限といいますか、スケジュール的に見通しはどうですか。

○田原武文港湾課長 鹿児島航路は去る7月に船会社から来年4月より定期運行しますという発表がございましたので、今後も引き続き継続されるということで貨物はこれまで以上に集める努力、移出、移入を含めてそういう努力が必要だと考えております。先島航路については、5月ごろ完成しました沖縄県飼料協業組合の飼料サイロが年間3万1000トンの出荷計画がございますので、その貨物をベースカーゴとして先島に運んでいきたいと思っております。そして、宮古、八重山から載せる貨物も発生するかと思っておりますので、そういったものを含めて具体的な数字を上げることはできませんけれども、最低でも年間3万1000トンの出荷ができるのではないかと考えております。

○金城勉委員 ぜひまたこの上屋が不足を来すぐらいの取扱貨物量をふやして、伸ばして行って活性化をぜひお願いいたします。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の6ページをお開きください。

乙第13号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県総合運動公園等に新たな有料公園施設を整備することに伴い、有料公園施設を追加するとともに供用日、供用時間及び利用料金の基準額を定める等のため、条例を改正するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 乙第13号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

それでは、お手元に配付しております資料2-2の1ページをごらんくださ

い。

条例改正の目的としましては、沖縄県総合運動公園等に新たな有料公園施設を整備することに伴い、その利用料金の基準額等を定めるものであります。

条例改正の内容に入る前に、新たな有料公園施設の概要について御説明いたします。

2ページをごらんください。

県営公園の位置図となっております。

今回、新たに有料公園施設を整備する公園は、位置図の右側に記載されています、沖縄県総合運動公園、中城公園、浦添大公園となります。

沖縄県総合運動公園について御説明いたします。

3ページをごらんください。

赤丸で囲まれた陸上競技場について、現在、陸上競技場の機能を維持しつつ、J2規格のサッカー公式戦が開催できるように改修しています。

4ページをごらんください。

陸上競技場の改修後のイメージ図になります。

今回、中央に約630インチの大型映像装置、4基の照明設備、そして左手側にありますバックスタンドの整備や右手側にありますメインスタンドの改修が主な改修内容となっております。

5ページと6ページの黄色で着色した部分については、新たにメインスタンド内に整備される有料公園施設となります。

続きまして、中城公園について御説明します。

7ページをごらんください。

左上にある赤丸の部分が新たに整備した管理事務所になります。

8ページは管理事務所、会議室の現況写真となります。

9ページはその図面となります。会議室は、管理事務所の裏手側にあり、広さは61.5平方メートルとなります。

続きまして、浦添大公園について御説明します。

10ページをごらんください。

右下にある赤丸の部分が新たに整備した南エントランス管理事務所になります。

11ページは管理事務所、多目的室の現況写真となります。

12ページはその図面となります。多目的室はガラス張りの開放感にあふれた施設で、広さは68.3平方メートルとなります。

以上で、新たな有料公園施設の概要説明を終わります。

続きまして、条例改正の概要について御説明いたします。

ページを戻りまして、1ページをごらんください。

条例改正の内容としましては、大きく分けて3点あります。

1点目、沖縄県総合運動公園等に新たな有料公園施設を整備することに伴い、その利用料金の基準額を定めること。

2点目、中城公園管理事務所の会議室及び浦添大公園南エントランス管理事務所の多目的室を整備したことに伴い、有料公園施設として加え、あわせて供用日、供用時間を定め、利用料金の基準額を定めること。

3点目、これらの施設に空調機を整備し、電気料金の実費相当額の徴収を行うため、規則で利用料金の基準額を定めることとしております。

次に、利用料金の基準額の算定方法について御説明いたします。

利用料金については、特定の受益者に対する行政サービスの対価であることから、当該行政サービスの提供に要する経費を賄う料金を設定することを基本といたしました。

沖縄県総合運動公園の陸上競技場については、J2リーグの公式戦が開催できるように改修することから、J2リーグで使用する場合の利用料金を設定しております。なお、競技場や会議室、放送室などの既存施設については、今回、料金の変更はありませんので、現在の利用者に影響はないと考えております。

具体的な料金設定について御説明いたします。

陸上競技場の記者室、運営本部室などについては、当該行政サービスの提供に要する経費から算定しております。陸上競技場の大型映像装置、照明設備については、コストを全て賄うとなると著しく高額な料金になることから、J2リーグの試合で使われる電気代を賄うように料金を算定しております。

また、中城公園管理事務所の会議室、浦添大公園南エントランス管理事務所の多目的室については、コストを賄うとなると著しく高額な料金になることから、県内の類似施設である県民の森の研修室を参考に利用料金を算定しております。

施行日は、新しい指定管理者が管理を開始する平成27年4月1日からとしております。

次に、条例の改正案の概要を新旧対照表で説明いたします。

13ページをごらんください。

表は右側が現行で、左側が改正案となります。

14ページをごらんください。

別表第3については、条例第22条に基づき、都市公園の有料公園施設等を定めるための表となっております。今回、新たに整備した中城公園の管理事務所会議室、浦添大公園の南エントランス管理事務所多目的室を加えております。

次に、別表第4については、条例第23条に基づき、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めるための表となっております。

16ページをごらんください。

今回、別表第4に新たに中城公園の管理事務所会議室、浦添大公園の南エントランス管理事務所多目的室を加え、供用日、供用時間を定めております。

16ページの別表第6については、条例第25条第2項に基づき、利用料金の基準額を定めるための表となっております。

18ページをごらんください。

沖縄県総合運動公園の陸上競技場に新たに整備される記者室、運営本部室などや19ページに大型映像装置の利用料金の基準額を追加し、照明設備の利用料金の基準額を改めております。

また、19ページには、中城公園の管理事務所会議室、浦添大公園の南エントランス管理事務所多目的室の利用料金の基準額を新たに加えております。

あわせて、20ページについては、駐車場と多目的お祭り広場の号の番号を改めております。

21ページをごらんください。

新しく整備した施設の空調機について、電気代を徴収するため、備考に「2電気を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。」を加えております。

以上、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今回の料金設定の考え方ですけれども、当然これは運動公園ですから県民の健康づくりに寄与するという設置ですよ。料金についてはそれにふさわしく設定はしているのですか。少し見たら高いような感じがするのですが。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今回、陸上競技場についてはJ2規格

のサッカーの公式戦ができるように改修しておりますので、基本的には商業目的となっていることからこのような料金の設定を考えております。

○嘉陽宗儀委員 16ページ、別表第6の料金表について、子供たちが利用するには高過ぎると思うのですが、基準は何からとっているのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 16ページにあります一般学生、9時から13時で1万480円とありますが、これは専用利用ということで、団体に対して利用料金を取るもので、その時間帯はその団体が使うということで設定している料金となります。団体がグラウンドを専用する場合にその団体に対して徴収する料金となっております。

○嘉陽宗儀委員 私が言っていることは、学生からこれだけの料金を取るのが高いのではないかと言っているのです。専用かどうかは聞いていません。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 17ページに個人で利用する場合は1人180円という料金も設定しておりますので、それに対応しております。

○嘉陽宗儀委員 何年か前、有料化を行うときにかなり議論をして、私も運動公園を利用しておりましたが、有料になったものですから、トレーニングウェアにお金が入っていない場合には、やはり100円、200円でも入らない。結局回らなかったもので、今は面倒くさいので利用しなくなりました。私の具体的な体験からやはりこれはスポーツ振興という立場にあれば、特別にそういう奨励の仕方を工夫しなければ、入場禁止と同じこととなります。要するに、今後配慮できますかということです。できないのでしたら基準額ですのでいいのですが、どうですか。専用だからというだけではなくて、負担軽減も考えるべきではないですかという立場で質疑しています。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 16ページにあります専用利用の料金なのですが、学生が使用する場合などに減免措置がありまして、料金については免除や5割減額という制度もありますので、それを利用しているような状況になっております。

○嘉陽宗儀委員 6ページの図面で特別室と黄色く塗ってありますよね。これは何ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的に大会主催者を考えておりまして、いろいろな大会に関しての主催者、代表者を考えているところです。

○嘉陽宗儀委員 主催者が使うという意味ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 そうです。

○嘉陽宗儀委員 これはずっと主催者が使ってきたのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 改修前はロイヤルルームということでやっていたのですが、今回J2の特別室として改修しております。

○嘉陽宗儀委員 私の議事録を見たらわかりますが、建設した時期にエレベーターまでつけて何のためにこれをつくるのかと。これは国民体育大会一国体の天皇陛下のための部屋で、そのために特別につくりました、だからエレベーターもつけていますと。では、国体が終わったら誰が使うのかと聞いたら身体障害者など身体の悪い人たちに使ってもらいますということになりましたけれども、やはりこれはみんなの施設ですので、特別だからといって特定の人たちしか入れないのではなくて、みんなに解放して有効利用を図ったらどうですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的にJ2の試合がないときには一般に利用できるように解放したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 この運動公園には非常にすばらしい緑があって環境もすばらしいと思いますが、ところがそのすばらしい木を都市計画・モノレール課ですか、切り倒して私に小言を言われた方がいますが、今はどうなっていますか。立派な木を切り倒してこれはまずいのではないですかと言った件については、何本ぐらい切り倒して、これからもまだ切り倒すつもりなのか、説明をいただけますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今回の話は沖縄県総合運動公園で去年の9月に幼児がオキナワキョウチクトウの果実をかじりまして、その件で県内部で協議をした結果、基本的には幼児が遊ぶ遊具施設、広場等に関しては伐採していきたいということで、沖縄県総合運動公園で約1500本あるのですが、そ

のうち200本について伐採しました。今後の伐採は今のところ考えていない状況です。

○嘉陽宗儀委員 何が1500本あるのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 オキナワキョウクトウが1500本ありまして、そのうち200本を伐採したということです。

○嘉陽宗儀委員 私はオキナワキョウクトウはどちらかといいますと好きなものですから、非常にきれいで、キョウクトウに実がついていると癒やされます。子供がさわったら危ないという木はたくさんあります。亜熱帯気候の沖縄ですからいろいろな木がいろいろな毒性を持っていたりしますよね。そういう木を片っ端から切り倒されたらこれは大変だと。この前も呼んだのは、新夢咲公園に行くところにもオキナワキョウクトウが生えていて、私は実が落ちているのを拾って投げたりしているのですが、あれまで切り倒さないでくださいと言いました。あれは大丈夫ですよ。

○田原武文港湾課長 今おっしゃった新夢咲公園は中城湾新港地区にございますけれども、今のところ伐採の計画はございません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 1点確認をしたいのですが、その前に嘉陽委員からキョウクトウの話がありましたので、一言言います。やはり地域の子供たちの安全を守るためでしたら切ったほうがいいと思います。理由はキョウクトウの葉っぱを四、五枚食べたただけで牛も死にます。牛もヤギもキョウクトウの葉を五、六枚食べたただけで死にます。台風のとくに飛んで来るのです。それぐらいキョウクトウの葉っぱは毒性が強いということです。公園施設にあのようなものがあるということは疑問に感じます。あの木は大体基地の周りに植えられているのです。

先ほど都市計画・モノレール課長から減免措置があると聞いたのですが、今回の条例改正に伴って、サッカー場も含めた減免措置があるのか確認したいのですが、どうでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 競技場の中では減免措置があるのですが、サッカーの試合の場合の減免措置は今のところないという状況です。

○中川京貴委員 先ほど聞いて感じたのは、J2やサッカー、また福祉事業、チャリティーなどの収益につながらない場合の使用もあると思います。そういったときには減免がなければ利用する方々が懸念をしないのかなと思って聞いているのですが、それは特例であるのでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的にあります。国及び地方公共団体が共催するものについては減免措置の制度があります。

○中川京貴委員 これはチャリティーなどといったものでも対応できるということと理解してよろしいですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 現在、減免措置があるということで確認しています。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今回J2の公式戦にも使えるようにということで改修を行ったのですよね。そのことによる今後の効果といいますか、公式戦ができるようになるわけですから、例えば年間何回ぐらい公式戦があつて、どれくらい人が入るとか、それにかかわる総合的な面でのプラス要因などをお聞かせできますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 現在、J2の試合は年間21回ということで考えておまして、それが開催されますと年間1420万円程度の収入がふえるということを考えております。ただ、人がどれくらい入るということはまだ推定はしていないのですが、収入としては1400万円程度は上がるのかなということとを考えております。

○新垣安弘委員 サッカーについてはよくわからないのですが、例えばJ2が公式戦を1回行うのに観客は最低どれくらい入らないと主催者側としては試合を行わないのか、その見通しを教えてください。沖縄の場合は陸続きでもあり

ませんので、観客の動員が課題になると思います。そうした場合に年間20回の予定はあるかもしれませんが、人の入りぐあいが悪いとなかなか厳しくなると思います。主催者側は1回に大体何人ぐらいの動員を予定しているのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今回の改修で席については1万席確保しております。ただ現状なのですが、J3のFC琉球に関しては最近の試合の状況ですと、沖縄市で試合を行った場合の入場者数は1000人から3000人程度だと思います。入場者がどれくらい入るのかという見込みまでは今回出してはいたのですが、試合としては開催していきたいと考えております。

○新垣安弘委員 J2は沖縄には地元チームはないわけですね。本土からチームが来て試合を行うと。FC琉球でしたら地元チームということで愛着もあって、試合のときには何千名も見に来るのですが、J2の主催者側が試合を行うときには最低何名入らないと成り立たないという基準があると思います。それはどれぐらいの動員数なのでしょう。

○當銘健一郎土木建築部長 このJ2の試合については年間21試合ほどを予定しているのですが、まだ今は地元でJ2のチームがおりませんので本土からのチームになります。そのときの試合で採算ラインがどのくらいかということについてはまだ把握できておりません。ただ、私ども土木建築部はこのようなハード整備をいたしますが、やはりお客様を誘致するとか、そういったことは文化観光スポーツ部の所管ですので、そちらのほうでタイアップをしてなるべく多くの方に来ていただいて、J2の試合でもきちんと採算がとれるようにしていきたいと思っております。

○新垣安弘委員 沖縄にチームがなくても本土からのチームがいて、それにサポーターが沖縄に見に来るといった状況になればすごくいいことだと思いますし、それを期待して終わりたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 細かいことを聞きますが、随分立派なナイター施設とオーロラビジョンが設置されようとしているのですが、これは光熱費はどれぐらいかかるかと想定していますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 設備については1500ルクスということで、基本的には照明の設備で料金をペイするというで時間当たりの料金を設定しておりますので、それが1時間2万5000円程度ということになっております。

○奥平一夫委員 相当な光熱費だと思います。それで、資料の絵を見たら自前で電源をつくっていくという考え方というものはないのでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今のところ基本的には考えておりません。

○奥平一夫委員 大まかにこの運営収支について年間どれくらいの人が入場し、どれくらい収入があってなど、数字は出していますか。出していないでしたら後で下さい。収支も入場者数も非常に曖昧でどれくらいかかるのかわからないというところが一先ほどの質疑の中で気がついたものですから、そこら辺はやはりきちんとしていないと一概に費用対効果はどうだということは余り言いたくはないのですが、無駄がないようにぜひ頑張ってください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 以前から私は沖縄県営奥武山公園—奥武山公園についての減免やお年寄りに対する利用料金を安くして使用することが高齢化社会における大事な観点ではないのかということをお話ししてまいりました。そのことについてはどうなっているのかわかりませんが、今回の公園についてもこれを明確にしておかないといけないと思い、先ほど中川委員が減免の話がされたものですから関連でお聞きしたのですが、もう少しわかりやすく明確にお年寄りを初め、また子供たちが利用するための減免ということをはっきりうたっておく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。奥武山公園においては減免措置などをやってくれと頼んでもなかなかやってくれませんし、いずれやっていただけるものだと思っているのですが、そうならないようにスタートから時代の要請に応えるような料金設定をわかりやすくうたっておくべきではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 高齢者についての減免なのですが、基本的に奥武山公園の多目的広場で前回そのような要望がありました。その中で今年度から試験的に高齢者の利用状況を調べたいと思っております。それと県内の状況も踏まえまして利用料金については今後検討していきたいと考えております。

○浦崎唯昭委員 利用状況を調査しながらということですが、サッカーについても今は特殊な人たちがやっておりますが、企業対抗のサッカーもありますし、そういう意味ではこれからはどんどん一般化されてくると思います。事前にそういうことの状況を皆さんが知っていて、その対策をスタートでやらないと、ことしは奥武山公園についても那覇市は既に実施をして65歳以上の高齢者は半額ということになっていますよね。そういう意味での対策をスタートで立てておくべきではないのかと。その状況もわからない中でこの条例ができるということは少しおかしいのではないかと思います。

○當銘健一郎土木建築部長 減免措置につきましては、身体障害者の方や学校関係者が使うような場合には免除ということでやっているのですが、お年寄りの利用につきましては、委員からも御指摘のありました奥武山公園の多目的広場についてなるべく早目に試験的にやってみようと思っております。また一方で、都市計画・モノレール課長が言ったように、全体として高齢者の利用状況というものも当然把握しておかなければいけませんので、それも見ながら高齢者の減免措置というものをどの公園に広げていくのかということはその場で検討をしたいと思っております。とりあえず、試験的にやってみたいと考えております。

○浦崎唯昭委員 今から試験的にと言っても遅過ぎるような感じはします。早目にそういうことは対応するべきだろうと思っておりますが、ぜひ減免を明確にし、お年寄りも使いやすいような、障害者も使いやすいような、また学生や子供たちも明確になってやりやすいという雰囲気を条例の中で見せていただくように努力することをお願い申し上げます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認したいのですが、17ページの料金表の中で個人的には1人1回につき180円をフルタイムでいいのですよね。これはもちろん市町村が

持っている陸上競技場を使用する場合も使用料という料金が出るのだらうと思います。県が入るからかかる、あるいは市町村がいるのでかからないというような代物でもないと思います。今、表を見てもみますと、競技場を共用利用する場合、一般は180円。備考欄にトレーニング室利用も含まないと書いてあります。そして下段のトレーニング室専用利用の場合ということで、4時間、4時間、フルタイムと区切って時間外については490円という料金設定になっているのですが、この共用利用というトレーニング室、そして下段の専用利用というトレーニング室というものは同じトレーニング室ではないのか、あるいは区別があるトレーニング室なのか、これはどうですか。見方によっては競技場を使いながら180円でトレーニング室も使えるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的には、個人使用の場合には同じトレーニング室にはなるのですが、共同で個人がそれぞれ使う場合には1人180円となっております。専用利用となりますと、同じトレーニング室なのですが、団体に専用して使う場合に一般学生の場合は1680円という形になっております。

○仲宗根悟委員 よくわかりませんが、共用という文言と専用という文言は、団体と一緒に共用する場合は1人1回180円という考え方。そして下段のほうは個人で1回使用する場合は区切って料金が発生しますという意味なのでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 委員のおっしゃるとおりです。

○仲宗根悟委員 団体に陸上競技場を使用しながらトレーニング室も使う場合は1人180円でいいですよ。ところが団体ですので、上の料金が発生するという意味で捉えていいわけですね。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的にトレーニング室を団体に貸し切ることが専用利用ということでございます。次の18ページに書いてあるのですが、共用で使用する場合ということでこちらにも個人利用が出てきます。トレーニング室だけ利用する場合は児童生徒で70円なのですが、その前に戻って一般学生では140円ということになっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の7ページをごらんください。

乙第16号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P3～A2）の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は10億7784万円で、契約の相手方は、株式会社横河ブリッジ、宇部興産機械株式会社、有限会社福地組の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○上原国定道路街路課長 お手元に配付しております資料2－3で、乙第16号議案の国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P3～A2）の工事請負契約について御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

上段の図は、新本部大橋の計画概要図で側面から見た図となっております。下段左側には全体事業概要と、ことしの9月末現在の進捗状況、下段右側には整備工程と、ことし9月時点の整備状況写真を表示しております。

新本部大橋は、橋長約330メートルの鋼5径間連続鋼床版箱桁橋となっております。平成29年度の完成を目指しております。

現在、橋脚P1、P2、P3が完成しており、橋脚P4、橋台A1、A2が工事中となっております。

2ページ目をごらんください。

国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P3～A2）の工事概要について御説明いたします。

今回の工事は、新本部大橋における橋脚P3、橋脚P4、橋台A2区間の上部工となる延長136メートルの鋼床版箱桁を製作、架設する工事であります。

工事期間としては、議会で議決のあった翌日から平成28年3月20日までの約17カ月を予定しております。今回の工事は、鋼床版箱桁の製作及び架設であるため、鋼構造物工事業の登録企業で3社共同企業体を自主結成し、一般競争での入札方式としました。

また、その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、当該工事と同種工事である鋼床版箱桁で、かつ、鋼道路橋の上部工を自社工場で製作及び架設を元請として施工した実績を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所または従たる営業所がある企業としております。

構成員1におきましては、鋼道路橋の上部工を自社工場で製作及び架設を元請として施工した実績を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所または従たる営業所がある企業としております。

構成員2におきましては、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある土木一式工事業の特Aとして登録されている企業としております。

3ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。下段の総合評価結果の欄をごらんください。

3つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としまして、横河ブリッジ・宇部興産機械・福地組特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で、10億7784万円で仮契約を締結しているところであります。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 説明資料2-3の3ページ、総合評価落札方式に関する評価調書の落札者欄の3番目、金秀株式会社・宮地エンジニアリング株式会社のグループは無効となって追加資料提出辞退というものは理由はありますか。

○上原国定道路街路課長 この表の一番上の真ん中あたりに低入札調査基準価格というものがございますが、その価格を下回っておりまして、低入札価格調査を実施する必要があったことから追加資料を求めたところ辞退という返事をいただいているところでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の8ページをお開きください。

乙第17号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年第2回沖縄県議会乙第41号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

伊良部大橋橋梁整備第8期工事(上部工その10)の契約金額18億4147万8840円を3389万4720円増額し、18億7537万3560円に変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○上原国定道路街路課長 お手元に配付しております資料2-4で、乙第17号議案の伊良部大橋橋梁整備工事第8期工事(上部工その10)の工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

上の図は、伊良部大橋の完成予想図となっております。下の図は、伊良部大橋を含めた平良下地島空港線改良事業の位置図で、右側が伊良部島側となっております。今回、変更対象の工事場所を黄色の丸い囲みで示しております。

2ページ目をごらんください。

伊良部大橋の8月の進捗状況写真です。当該工事で行う箱桁架設はP35橋脚からA2橋台までの14径間であり、既に桁の架設が終了しております。今後は、PCケーブルの緊張、伊良部島側のA2橋台のパラペット部の施工、その後の伸縮装置設置など、当該工事の完成に向けた整備を進めてまいります。

3ページ目をごらんください。

左上の黒枠の中には、平良下地島空港線の全体事業概要、中段の図は、海中道路を含めた海上部の工事進捗状況図、下段は、今回、改定契約を予定している工事の契約額と請負者等を記載しております。

中段の図で赤塗りの箇所が、今回、改定契約を予定している工事箇所となっております。

平成26年第2回定例会で議決いただきました伊良部大橋橋梁整備第8期工事（上部工その10）の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

上部工その10の主な変更内容は、建設労務者の単価が増加したことについて、契約書第25条第6項に基づく請求が請負者からあり、その内容を確認したところ適切と認められることから、同条第7項に基づき労務費用等を増額する必要があるため、請負金額を増額変更するものであります。

今回の設計変更による上部工その10の増額は、3389万4720円となっております。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 少しでもお伺いいたします。先月の連結式、大変お疲れさまでした。完成が予想される非常にすばらしい連結式でありました。それで、今回の議案なのですが、3389万4720円。これは工期としては何カ月なのですか。

○上原国定道路街路課長 工期の変更はございませんので、工期は平成26年10月31日までとなっております。

○奥平一夫委員 工期の変更がないのはわかっているのですが、お聞きしたいのはいつからいつまでが工期となっているのかということです。

○上原国定道路街路課長 工期は平成25年3月1日から平成26年10月31日までとなっております、合計20カ月となっております。

○奥平一夫委員 そして投入される労働者数は何百人ぐらいなのでしょう。つまり何を聞こうとしているのかといいますと、労務費が上がっていると、そしてそれを追加してくれということですので、どれぐらいの皆さんがそこで仕事をし、賃金がどれぐらい上がっているのかということのを少し聞きたいと思っております。

○上原国定道路街路課長 今回の契約書第25条第6項に基づく変更はインフレスライド条項といたしまして、急激に労務単価が上がったことから契約変更の協議をしておりますけれども、まず請負者からその変更の求めがありまして、その基準日というものが平成26年の6月1日となっております。その6月1日以降の残工事について労務費用を変更するという形での計算となっております。ですから、工期の20カ月全てにおいて労務費を見るということではなくて、その残りの工事分についてということでございます。そしてトータルの労働者数というものは把握しておりません。

○奥平一夫委員 インフレーションがあるので労務費が上がっていると。この労務費が上がるという根拠は何を指標として判断をされているのでしょうか。

○上原国定道路街路課長 積算に用います労務単価について公表をしておりますけれども、県の平成24年4月の橋梁世話役という単価がございます。平成24年10月時点では2万4900円でしたが、インフレスライドを協議しました平成26年4月時点の単価は2万9300円ということで、4400円、増減率で17.7%の増加ということになっております。

○奥平一夫委員 これは工事用をとりますと、労務費が1人当たりこういう職種の方はこれぐらいだというのがありますよね。これには仕様書が書きかえられるということなのではないでしょうか。つまり、事業費というものはいろいろな材料があつて、賃金が幾らなのだというところから皆さん出してくるわけですね。

れども、その労務費が違ってくるわけですから、これは書きかえられるということになるのでしょうか。うまく説明ができないのですが。

○上原国定道路街路課長 県で積算しております設計書の中で適切な工事価格というものを積算しますが、その中の根拠になりますのが労務単価ということで、それぞれの労働者の単価が決まっております。それを工事の内容に基づいて労働する時間を積み上げながら適正な価格というものを算出するわけですが、それが途中で急激に労務単価が上がる事態が発生しましたので、当然ながらその設計額が変更になるということで、それが積算の根拠として変わってくるということでございます。

○奥平一夫委員 これがきちんと労働者に反映されるのであれば文句はありません。それで、事業は順調に進捗していると思うのですが、正確を期すために落成は来年1月の何日ということは決定はしているのでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 来年の1月31日に供用開始となりますので、開通式典を挙げるということで知事から発表させていただきました。

○奥平一夫委員 要望を伝えて終わりたいと思いますが、この供用開始式に土木環境委員会の委員をぜひ出席させていただければと。

○當銘健一郎土木建築部長 全員に御招待の通知を出したいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 今、一般質問、代表質問でもよく出ていたとおり労務単価を上げないと仕事がやり切れないのです。今の説明で適正な積算と言っていますが、私は違うと思います。やはり適正な積算をするのであれば消費税も上がりますし、予測されることなのです。そして、今現場に人がいなくて、離島はやりたがらないのです。沖縄県立宮古病院もそうでしたよね。みんな辞退をして、伊平屋島もそうです。離島はしけたり、品物が運搬できないというリスクが伴うということで、そのためにいろいろと補正が出てきたのではないですか。我々はここにも見に行きました。ここを見に行くまでは現場を知らないものだから多くの質疑が出たと思います。やはり予測されることはしっかりと積

算をして、沖縄本島と離島は違うという積算の仕方をしないと一般競争にしたとしてもこれでは入ってこないと思います。みんな離島はやらないと、そして後でつなげていくような予算のつけ方はよろしくないと思っていますが、いかがでしょうか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 近年の社会経済状況の中で資材費、あるいはこういった労務単価ともに上がっているという状況にあります。それでここ2年ぐらいで労務単価については2割近く県も単価を引き上げてきたということになります。ただ、我々が労務単価を引き上げるに当たっては前年度に市場調査をするわけです。これは一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会にお願いをしてやるわけですが、それをもとにして単価をどんどん上げていくわけですが、御指摘のとおり離島の単価というものはよく気をつけてやっていないとなかなか理屈でこうなっているけれども実際離島ではそうっていないという部分がありますので、今回は土木工事ですけれども建築工事については前の本会議でお話をさせていただきました専門工事業者から見積もりをとってやるというような対応をとっております。土木工事の場合はまた別に運賃エキストラなどいろいろな形で離島の単価に上乘せできるような、あるいは諸経費率を調整するというようなこともできますので、それで何とか対応していきたいと考えております。

○**中川京貴委員** そういった意味では沖縄本島と離島は違うということも含めて一燃料もかかりますし、後々天気にも影響しますし、これは代表質問、一般質問でも毎回出てきていると思っております。そういった意味では当初からしっかりと積算をしてやっていただきたいと要望して終わります。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 今の積算の問題ですが、離島と沖縄本島が違うのは当たり前であって、入札する側が積算単価を決める場合には那覇市の工事と宮古島の工事を同じように積算をする人はいないと思います。今度は何回目の契約変更ですか。

○**上原国定道路街路課長** 本工事については2回目でございますが、伊良部大橋橋梁整備工事でこれまで議会の議決を必要とする工事が12件ございまして、

今回の変更を含めると21回目の変更の議案でございます。

○嘉陽宗儀委員 21回も変更を行うことはやむを得ない事情があると思いますのでそれ以上質疑はしませんが、やはり先ほどの総合評価の場合もそうですが、沖縄の場合には特殊事情というものがあまして、どうしても変更せざるを得ない場合などいろいろあるかと思えます。しかし、余りにも多過ぎるので議会のたびごとにまた伊良部が出たのかなと思っていましたので、これで終わりにしてください。

○上原国定道路街路課長 連結式も終わりました、恐らくこれで最後の議案だと考えております。

○嘉陽宗儀委員 最初から契約変更になった総事業の金額というものは出ていますか。

○上原国定道路街路課長 伊良部大橋橋梁整備工事事業の当初の事業費は325億円だったかと思えます。今回約395億円ということになっておりまして、総合で70億円の増額となっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、乙第18号議案財産の取得について及び乙第19号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案2件については、内容が関連することから説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 乙第18号議案及び乙第19号議案につきましては関連いたしますので、一括して御説明申し上げます。

資料1の9ページをごらんください。

乙第18号議案は、久米島空港に配備する1万リットル級空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は9612万円、契約の相手方は帝國纖維株式会社であります。

次に、10ページをお開きください。

乙第19号議案は、栗国空港及び波照間空港に配備する1500リットル級空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は2台で4944万2400円、契約の相手方は株式会社オカノであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○多嘉良斉空港課長 空港課から提案しております乙第18号、乙19号議案の財産の取得について御説明申し上げます。

説明資料2-5の1ページをごらんください。

久米島空港におきましては、航空機火災その他の事故に対処するため、空港用化学消防車が2台配備されておりますが、うち1台について配備から相当の年数を経過していることから、緊急時において化学消防車本来の機能が果たせなくなることを回避するため、更新するものであります。

本議案を提出する理由につきましては、化学消防車の財産取得予定価格が1億1007万円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

続きまして、説明資料2-6の1ページをごらんください。

栗国空港及び波照間空港におきましては、空港用化学消防車がそれぞれ1台ずつ配備されておりますが、配備から相当の年数を経過しているため、更新するものであります。

本議案を提出する理由につきましては、化学消防車の財産取得予定価格が1億円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で、乙第18号議案及び19号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案及び乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 今回老朽化による更新ということですが、その性能とといいますか、ここでいうと現在配備されている化学消防車の積載水量が1万2500リットル。それが1万500リットルになるということではないのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 県管理空港並びに国管理空港におきまして、これまで1万2500リットル、6000リットル、3000リットルという規格が配備されておりました。これにつきましては日本独自の規格ということで、平成24年度から国は国際基準に統一するというので1万5000リットル、1万リットル、5000リットル級という形で規格が決められております。なお、久米島空港におきましては、施設基準におきまして必要な水量が7900リットル以上という形になっておりますので、1万リットルは基準を充足しております。

○具志堅透委員 基準ということもわかるのですが、それで補えるということではないのですよね。

○多嘉良斉空港課長 国が定める施設基準というものがございまして、その基準にのっとりて配備をしておりますので、緊急時に対応できるものと考えております。

○具志堅透委員 これまでのものは15年を超えて老朽化ということになっているのですが、その古い車両はどうなりますか。廃棄ですか、それともリサイクル、あるいは下取りなどはありますか。

○多嘉良斉空港課長 これまでは廃棄処分をいたしております。

○具志堅透委員 今回も廃棄ということですか。

○多嘉良斉空港課長 廃棄を予定しております。

○具志堅透委員 何か活用方法はないですか。厳しい財政事情の中、少しでも思ったり、あるいはまたどこか別のところへ寄附をしたりして活用できるのか、そういったものがないものなのか、どうですか。

○多嘉良斉空港課長 実績的に耐用年数を超えたものはこれまでも廃棄処分しかいたしておりません。やはり運搬に費用がかかりますし、私どもの空港はほとんど離島空港になっておりますので、運搬費などといったトータル的なコストを考えるとなかなか受け入れてくれるところがないのが実情でございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 基本的には沖縄県の全ての離島の空港には整備されているということで理解してよろしいですか。

○多嘉良斉空港課長 12空港全てに消防車が配備されておりまして、全て基準を充足しております。

○中川京貴委員 基本的には空港以外では使えないということで理解していいのですか。

○多嘉良斉空港課長 原則としては空港内での使用という形になっております。

○中川京貴委員 過去に空港外で使用した経緯はありますか。

○多嘉良斉空港課長 原則として使えないということになっておりまして、1万リットル級以上ですと公道を走ることはできないということになっております。1500リットルや5000リットルであれば公道を走ることができますので、緊急時ということであれば対応を協議していきたいと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ、この辺はその地元の村長、首長さんの判断によって火災等が広がる前に対応できるようにある程度基準を決めていったほうが良いと

と思いますが、いかがでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 関係市町村、首長さんと協議をしてみたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 教えてほしいのですが、これは化学消防車になっておりますが、一般の消防車とどのように違いますか。

○多嘉良斉空港課長 航空機火災は航空燃料に引火して大規模火災に発展する可能性が高いものですから、これを消火するために空港に配備される消防車には高い性能が求められております。一般的な消防車は水のみで消火を行うのに対して、空港用化学消防車は混合消火泡で消火活動を行うため大容量の水槽と泡剤タンクが装備されております。また、走行しながら放水することができるなど高い消火性、走行性を有しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の11ページをごらんください。

乙第20号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、今回の対象者は104件、105人であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嘉川陽一住宅課長 資料1の11ページ、訴えの提起についての請求の趣旨について御説明いたします。

原告となる沖縄県が、被告となる滞納者らに請求することは、

- 1、被告らに対し被告らの入居している県営住宅の明け渡しを求めます。
- 2、被告らに対し未納家賃及び契約解除日の翌日から明け渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償の支払いを求めます。
- 3、訴訟費用は被告らの負担とすることを求めます。

以上についての判決及び仮執行の宣言を求めるものであります。

訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば上訴し、または和解するものといたします。

次に、お配りした説明資料2-7、乙第20号議案訴えの提起についてをページ順に簡単に御説明いたします。

1 ページ目は、訴えの提起の概要についてです。

今回の議案における訴えの提起対象者は104件、105名であります。1件につき複数名を対象としている事例が1例あるのは、名義人が死亡した後もその住居を名義人の親族等関係者が不法占有し、かつ滞納となっているものであり、この一例では、それぞれ不法占有者を訴える必要があるためです。今回の104件の滞納総額は、1889万7500円であります。

2 ページ目は、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてです。

それぞれ滞納月別に短期、中期、長期滞納者の対応について示しております。

法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めないものに対して行っております。

4 ページ目は、生活に困窮している入居者への配慮についてです。

入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、又は県営住宅使用料の減免を行っており、その実施状況は表に示すとおりです。

5 ページ目は、法的措置の実施状況と結果についてです。

平成21年度から平成25年度までの議決対象者に対する法的措置の実施状況を示しており、提訴後の状況は1から5のとおりとなっております。

明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては、家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

す。

以上が、今回提出しております当議案の概要説明でございます。

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得なければならないことから、本議案を提出するものであります。

以上で、乙第20号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 説明資料2-7、5ページの法的措置の実施状況と結果についてです。訴訟中の者が73件となっておりますが、これはこちらが退居してくれと言ったので73件となっているのか、実際に私は退居させられるべきではないと、退居させられるのはおかしいと、そういった形で争っている人もいるのでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 今訴訟を行っている者については、その相手方から異議ということで訴訟となっているということではございません。

○新里米吉委員 私の言っていることがよく理解されていないのですが、当然皆さんは73名の滞納をしている方に幾つかの手法をとっても退居しないので訴えるわけですね。この73名の法的措置をとった者の中で法的に争う姿勢を示している方がいるのか、いないのかを聞いています。

○久田武彦住宅課副参事 73名の内訳ですが、実際に提訴した方はおりませんが、現在提訴に向けて作業をしている方がいます。その中で提訴に至るまでに取り下げる方もいます。実際に裁判を起こしている方もいるのですが、大体家賃については未納の状況は認めております。退居については調整をしている段階の方もおります。

○新里米吉委員 何名かは法的に争っている人もいるということでしょうか。

○久田武彦住宅課副参事 法的に争っているということではなくて、家賃の未納は認めているのです。その未納をどうするのかということについてももう少し調整してくれという方もいたのですが、その場合は裁判に持っていきますと当然家賃の支払い状況を見た上で和解という形をとる場合もあります。ですから、今現在争っている中で和解まで持っていく方はおりませんので、法的に争っているという状況ではないということで理解しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 4ページに減免額が出ていますが、この減免というものは減額免除制度のことですよ。

○嘉川陽一住宅課長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 その中で減額ではなくて、免除した人は何名いますか。

○嘉川陽一住宅課長 今のところございません。

○嘉陽宗儀委員 なぜないのですか。

○嘉川陽一住宅課長 免除につきましては生活保護を受けている方が入院などに至った場合というときについて全額免除という規定を設けておりますが、その規定に該当する者が現在のところまではいないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この免除制度については、私は執念深くずっと前から研究もさせてもらっているのですが、今のような対応では本来の免除制度の趣旨は生かされておられません。そもそもの免除制度について法的にも公営住宅法などいろいろありますので、それに基づいてきちんと皆さん方が適応して対処できるようにすべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 家賃滞納が生じた場合には、1カ月目から我々のほうでチラシ等を配付して、その状況に応じて適切な対応がとれるようにということで情報の提供を行っているというところでございます。その中にはもちろん減

額制度、免除制度についての内容も含まれております。

○嘉陽宗儀委員　いかに家賃の徴収率を上げるかという質疑をしたのではなくて、支払い困難な状況があつて減額してほしいということも出ていますし、それからその中の特にどうしようもない場合には免除制度というものが公営住宅法の中にも規定されていて、それで救済措置ができるようになっていっているのにいまだに利用者がゼロということはいかかなもののでしょうか。

○久田武彦住宅課副参事　全額免除規定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、生活保護受給者が病気等で住居の補助が受けられない場合には全額免除するという規定を設けました。その他それに準ずるような事案があれば当然免除を行います。今現在それに類似するような、生活保護に至らなくて生活保護と同様の免除規定に該当するような方はいないという形でゼロとなっております。我々としてはそういった方が基本的に家賃を支払えない状況であれば事情聴取を行つて、生活保護なり、また別途の福祉の制度もあります。例えば、住宅家賃が支払えないのであれば別の手だての貸付金や支援資金もあります。そういった制度も紹介して、できるだけ公営住宅の家賃を支払っていただいて、ほかの手だての策をやってくれということで、今お願いをしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員　きょうはこれ以上はしませんが、議会での審議はきちんと尊重してもらわないと。これは附帯決議もして、今特に減額免除制度で一緒くたで言うので一法の趣旨は一緒くたではないのです。減額はこういう場合にやる、特に免除については厳しい規定があつて、こういう場合には免除してもいいという制度もあるので、正確にこの議会の意思も尊重して、皆さん方は行政として今後その規定を実行する場合には尊重してください。

○當銘健一郎土木建築部長　当委員会からも当初我々は減額規定だけだったのですが、免除規定を設けるべしということで減額だけではなくて免除の規定も設けさせてもらいました。ただ、あとは免除規定の運用の問題だと思います。ところが運用に至ると該当する方が今のところいないということですので、今後はもう少し我々のほうも研究をさせてもらいたいと思います。

○嘉陽宗儀委員　5ページに強制執行に至った者35件と書いてありますが、この家族構成はわかりますか。

○嘉川陽一住宅課長 平成22年度から平成25年度までに強制執行の申し立てを行った内訳については、平成22年度が19件、このうち一般世帯が14件、母子世帯が3件、父子世帯が2件でございます。平成23年度が13件、一般世帯が8件、母子世帯2件、父子世帯が3件となっております。平成24年度が7件、一般世帯が5件、高齢者世帯が2件。平成25年度が16件、一般世帯が11件、多子世帯が3件、母子世帯が1件ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いたのは、今強制執行に至った者35件と書いてあるので、前のことを聞いているのではなくて35件の中身はどうなっているのですか。強制執行も既に終わったのですよね。

○久田武彦住宅課副参事 35件の内訳ですが、具体的には年度が入り組んでおりまして、その内訳は先ほど住宅課長が言ったとおりなのですが、まざっているものもありますので、後で調べて報告したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方は議会に議案を出すときに、議員はわからないだろうからといって適当に議案を提出するわけではないですよ。今のような答弁では大問題です。もう一つ聞きますが、この強制執行の場合には裁判所の執行官が行ったのですか、皆さん方が立ち会いをしたのでしょうか。あるいは指定管理者にさせたのでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 裁判所の執行官が立ち会いをしております。

○嘉陽宗儀委員 子供を連れて行くところもないと泣き叫んでいる方たちもいらっしゃいますね。確かに家賃を納めない人が悪いですが、強制執行をされた方で子連れや乳飲み子を抱えている、旦那が出稼ぎに行行って行方不明になったので送金がなく家賃を支払うことができない。今も住む家がないので公営住宅や県営住宅は安いからというので入居したのに、出ていったら3倍、4倍高い民間のアパートしかない。これで皆さん方は生きていけるのですか。皆さん方は事業者だから立ち会いをして、このことによってどれだけ困る人が出てくるのかということは切実な問題なのです。立ち会いもして見るべきではないですか。

○久田武彦住宅課副参事 先ほど住宅課長が答弁したとおり執行官に執行して

いただいているのですが、そのような案件については我々は立ち会っております。立ち会う場合なのですが、執行する前に債務者のところへ行きまして一応状況は確認しております。その中で入居者に対していついつ強制執行を断行するのですが行く当てがありますかとか、福祉事務所に行きましたかということ聞いております。聞いた上で相手方が出て行く先、例えば実家とかを確認した上で我々は強制執行を断行するように執行官と調整をしております。今までに強制執行を行った35件なのですが、相手先の福祉事務所と連携をしたり、実家や連帯保証人とも連携をして、住居を確保した上で強制執行を実行しております。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと具体的な事例でやり合いをしないといけません。きょうはその時間ではないです。少なくとも執行をされた皆さん方が支払えないということは実家との問題などいろいろトラブルがあつて、家賃を支払うためにお金を貸してくれなどと頼んでいます。しかし、それでも払えずに結果は強制執行まで受けてあしたからどこへ住むのかという具体的な問題もあるわけですので、きょうはこれ以上やりませんけれども、やはり大岡越前の裁きではないですが、少なくとも本当に資力のない助けを求める人たちに対して無慈悲に住む家もないのに追い出すことについては今後の課題として検討をしてください。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時25分 再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き、午後の会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 確認ですが、減額された方々の中で訴えの提起に入っている人はいませんか。

○嘉川陽一住宅課長 現在、中には含まれておりません。

○中川京貴委員 年に1回このような訴えの提起があるのですが、先ほどの答弁では親が亡くなって子供たちだけの場合には県営住宅から退居しなければいけないという説明がありましたけれども、夫婦の場合はどうですか。

○嘉川陽一住宅課長 夫婦の場合は承継ができます。

○中川京貴委員 内縁の妻の場合はどうですか。

○嘉川陽一住宅課長 内縁の妻でも同居期間が1年以上あるという事実が確認された場合にはその対象になり得ると思います。

○中川京貴委員 この1年の確認はどこでやるのでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 住民票等で確認することになると思います。

○中川京貴委員 例えば、1人が病院に行ったり、施設に入っていて住所がない場合と、それは内規ですか。今、住宅課長が答えていることは条例にあるのでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 1年という期間については公営住宅法の中で規定されております。

○中川京貴委員 これは法律ですか。

○嘉川陽一住宅課長 公営住宅法の規則にございます。

○中川京貴委員 住宅課長も御承知のとおり、過去にちょうど1年にわずか1週間か2週間に満たないという例があってそれも該当しないという経緯があったのですが、1足す1は2という形で切れるものですか。

○嘉川陽一住宅課長 公営住宅というものは原則として公営住宅に入居できる対象の方が公平な抽選によって入居できるという規定がございますので、1年という規定が定められたと理解しております。したがって、これについてはやはり1年というものを我々もきちんと重視していく必要があると思っております。

○中川京貴委員 では、抽選で当たった方々が一日も早く入居できるようにそのような手続をとっているということに理解してよろしいですか。

○嘉川陽一住宅課長 そういうことでございます。

○中川京貴委員 それでは、あえてお聞きしますけれども、今県営住宅が空いている件数は何戸ありますか。

○嘉川陽一住宅課長 平成25年度末現在で、県営住宅の管理戸数が1万7433戸ございます。そのうち空き家戸数が554戸でございます。

○中川京貴委員 554戸空いているということですか。

○嘉川陽一住宅課長 そのとおりです。

○中川京貴委員 554戸空いていて、今抽選されていますよね。その戸数に対して抽選で選ばれた方がいると思いますが、この方々は選ばれたら何カ月後に入居できるのでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 年に1度空き家募集を行っておりまして、この有効期間は1年ということでございます。554戸の中には県営住宅の建てかえのために現在住んでおられる方が一時移転する移転先ということで政策的に空き家を設けておりまして、この政策空き家が257戸含まれております。したがって、いわゆる空き家ということで入居できる状態の空き家は297戸でございます。

○中川京貴委員 私が聞いているのは、抽選に当たった方が県営住宅に入れるまでに何カ月かかるのですか。

○嘉川陽一住宅課長 空き家待ちは、前の入居者が退居された後、修繕をして入居できる状態になればその都度順次入っていただくということで、あらかじめ空き家募集をかけております。その空き家の中に修繕済みのものがその時点で80戸ございましたので、これらについては順次御案内をさせていただくということになっているかと思っております。それから、修繕中のものが66戸ございます。それから修繕費はまだ未納になっていて修繕ができないという住宅も133戸ご

ざいます。

○中川京貴委員 土木建築部長、今答弁されたとおりなのです。今の県営住宅の仕組みでよろしくないのは、住宅課長は一日も早く抽選に当たった方を入居させたいと答弁しておりましたよね。しかしながら、抽選に当たった方々は1年間修繕ができないので入れないのです。厳正な抽選に当たっても1年間入りたくても入れない、なぜですか。県営住宅を退居した後に入居できる状態をつくっていないからです。これが200件あります。200件あるということは、200件の家賃が入ってこないということなのです。違いますか。

○嘉川陽一住宅課長 空き家待ちの募集による入居実績としましては、平成25年度は247件ございます。なお、空き家解消の対策ということで今中川委員からお話があったことですが、修繕を終えて入居可能なものについては速やかに入居の手続を進めております。それから入居者が退居時において負担すべき修繕費等を未払いのまま退居した場合ということについては、退居者本人の個別訪問等、あるいは連帯保証人への催促強化等を講じて修繕費の徴収に努力しております。なお、未完の空き家について需要度と緊急性を考慮して必要な予算を確保し、計画的に修繕を行っているというところでございます。

○中川京貴委員 私が言っているのは、今ここに住んでいる方が出ていった場合に、本来でしたら敷金、礼金などがあって、出ていく場合に残りのお金で整備をして新しい人を入れるということが普通の民間の不動産賃貸なのです。ここから出ていった人が自分が住んでいた部屋を整備しない限り他の人を入れることができないということ自体間違っているのです。普通、民間が管理している住宅の場合は、向こうが立てかえてでも整備をして人を入れるのです。早目に入れて家賃を取ると。出ていった人が支払うまで待っていては1年たってもこの百何十件は整備できないのです。そして、抽選で当たった方々は入居できないのです。こんな不公平なことがありますか。1年過ぎたらこの方たちに優先権はあるのでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 県営住宅では3カ月分の敷金を取っております。これは家賃が滞納された場合に充てるということで取っております、修繕費に充てるということではございません。現在は修繕費に充ててはおりません。

○中川京貴委員 現在はということは、過去にはあるのでしょうか。

○久田武彦住宅課副参事 敷金について、第1番目に未納家賃に充当するということが準拠で、次に損害賠償金、いわゆる家を壊したとか、もしくは修繕費に充てることはできますが、今年度まではそういうことに充てておらず、住居者から修繕費を徴収し、敷金3カ月分は御本人にお返ししています。それで修繕費に充てるという形のやり方をとっております。

○中川京貴委員 先ほどから言っておりますように、この方々が出ていったときに家賃は一例えば5カ月、6カ月滞納した人が3カ月分は埋めることができても、修繕費を埋めることはできないので引き続き請求していますよと。請求することと整備をすることは別個にしないとこの方々が支払いをしない限り次の人は入れないということではないのですか。

○嘉川陽一住宅課長 今委員がおっしゃることについては、私たちが普段から空き家の解消について課内の中でも議論しているところでございます。ただ、修繕につきましてはかなりの金額がかかるということから、これについて毎月一定程度積み立てることができないかということについても課内で検討を進めているところでございます。

○中川京貴委員 抽選に当たって1年過ぎて入れなかった方々は今まで何名いますか。

○久田武彦住宅課副参事 この応募ですけれども、入居者と退居者を比べて、大体退居する人数を把握した上でやっておりますので、ほぼ100%入れると思うのですが、中には退居者の見込みを誤った場合に入居ができなかったケースもあるかと思いますが、現在はほぼ100%に近い状態で当選した方は入居していただいております。

○中川京貴委員 これは議事録に残りますよ。100%ではないと思います。1年過ぎて無効になったという方々からの苦情があるのです。では、なぜ1年とくくりがあるのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 いろいろな御指摘を受けているところでございますが、確かにこの空き家募集で応募してくる方々、去年も16倍ぐらいの競争率があつて、本当に公営住宅に入りたいという方がたくさんいらっしゃいます。

片や出ていかれる方がきちんと修繕費を払わないという状況もあって、修繕をしないと空き家募集に当たった方にも提供できないという状況もあります。やはり委員がおっしゃるとおり、修繕費は当然払ってもらわなくてはいけないのですが、その修繕費を従前の入居者から取るという話と、修繕をして新たな方を入れるというところを分けて考えることも必要だろうと思います。そのときに私たちの予算措置や指定管理者の問題などいろいろありますけれども、これはぜひそれを分けて考えて、退居したら早目に入居できるようにということを考えて、委員がおっしゃるように当たった方が来年になったら権利が切れてしまうということがないように少し工夫をしていかないといけないと思いますので、住宅課とも相談をさせてもらってよい方法を考えてみたいと思います。

○中川京貴委員 これは議会でも提案したことがありますし、一般質問でも取り上げたことがあるのですが、やはり民間との違いは、土木建築部長が今おっしゃったように、家賃滞納をしている方が修繕費を支払えない場合、民間は家主が立てかえるか、または不動産などの管理をしている方々が立てかえて、これはこれと別で建物を一日も早く貸せるということが目的なのです。これは1年も放っておくことはせずに新たに入居する方からの家賃で修理するのです。これは家賃で修理ができるのです。これが違いなのです。これは前にも提案しました。しかしながら、予算が絡むことですからという返事でしたけれども、これは土木建築部長が責任を持って—これは公平性に欠けるのです。抽選で当たっても入居ができない。これは県の都合で入れないのです。抽選をした人の都合ではないです。県の都合で一先ほどの答弁では、一日も早く入居させたいがために家賃未納の方を裁判で訴えて退居をさせて、一日でも早く入居させたいということと矛盾しているのです。このことを土木建築部長が今答弁したとおりにやっていただきたいと思います。

○當銘健一郎土木建築部長 今回の委員の御指摘のとおり、とにかく空き家が出たら早目に修繕をして新しい方に入っていただくと。そして次年度に持ち越し等がないようにしっかり対応していくように予算的な措置も伴いますので土木建築部だけではどうこうという部分もあるかと思いますが、これはしっかりと対応していきたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案損害賠償請求控訴事件の和解について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の12ページをお開きください。

乙第21号議案損害賠償請求控訴事件の和解について御説明申し上げます。

本議案は、談合問題に係る損害賠償請求控訴事件の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○宮城行夫土木総務課長 乙第21号議案損害賠償請求控訴事件の和解について概要を御説明いたします。

本議案は、係争中の訴訟事件について和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

資料2-8、乙第21号議案の説明資料の1ページにより、議案の概要について説明します。

本件は、公正取引委員会から入札談合に関して処分を受け、県が違約金・損害賠償金を請求した企業のうち、支払いに応じない企業に対し平成24年4月27日に訴えを提起し、勝訴の判決を得た企業3社のうち1社が判決を不服として、平成25年12月20日に福岡高等裁判所那覇支部に控訴した係争中の訴訟事件です。

控訴人は株式会社小波津組一小波津組、被控訴人は沖縄県となっております。

平成26年7月7日に福岡高等裁判所那覇支部から当事者双方に対し和解の勧告がなされました。

和解の主な内容は、控訴人が和解金として2425万8003円を議会の議決のなされた日から2カ月以内に支払うとするものであります。

以上、乙第21号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員　そもそもこれは談合による案件だと思うのですが、それによって沖縄県の実質的な損害金というものは幾らだったのでしょうか。

○宮城行夫土木総務課長　損害賠償の請求として当初、101億2000万円です。

○奥平一夫委員　今の事案で100%解決することになると理解していいですか。

○宮城行夫土木総務課長　今回の裁判の和解で今後訴訟はないものと思っております。

○奥平一夫委員　当初101億円の損害を回収するために、小波津組の損害金の和解金でトータルどれくらい回収できたのでしょうか。

○宮城行夫土木総務課長　これは土木建築部だけの金額なのですが、約7億1900万円となっております。

○奥平一夫委員　そういえば、ほかにもありましたよね。そもそも県がこうむった損害金は土木建築部だけで幾らの損害金だったのですか。

○宮城行夫土木総務課長　現在の損害賠償額として約15億3000万円となっております。そのうち収納額が先ほど言いました約7億1900万円となっております。

○奥平一夫委員　実質、損害は一応はそのまま残ると理解していいですか。

○宮城行夫土木総務課長　残りの金額に関してはほとんどの企業が分割納入となっておりますので、今後収納があると思います。

○奥平一夫委員　分割収納で今言っている15億3000万円は回収可能だということではよろしいですか。

○宮城行夫土木総務課長 基本的には分割納入ですが、ただ途中で破産などいろいろありまして収納不能になる部分もあるかと思えます。ただ、今現在は収納可能ということでやっております。

○奥平一夫委員 冒頭に恐らくこれで決着するだろうということをお話しされておりましたけれども、他に何かまた訴訟が起こるといようなことはないというわけですね。

○宮城行夫土木総務課長 今現在、調停や裁判を起こしていない未処理企業というものが3社ございます。そのうち1社は一度裁判を起こしたのですが、代表者が亡くなっているということで訴状が送達できなくて取り下げております。ただ、この企業に関しては資産がない状況です。それからあとの2社—これは格付Aの企業、JVの子会社なのですが、この2社に関しても資産調査をしたところほとんど資産がなく、裁判で訴えても回収見込みがないということで、当方としては時効を待って処理をしていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 土木関係の損害賠償をされた企業はトータルで何社ぐらいありますか。

○宮城行夫土木総務課長 土木関係だけではなくて、土木建築部が処理した件数ということで一知事部局関係、教育庁もありますけど、トータルで140社の企業が対象となっており、そのうち調停成立企業が125社、先ほどの未処理企業が3社、それから破産等の企業が8社、訴訟対応企業が今回の和解の企業も含めて4社となっております。

○奥平一夫委員 損害賠償を支払った企業の中で、その後倒産をしたという事例はありますか。

○宮城行夫土木総務課長 裁判が確定後に破産処理をした企業があります。

○奥平一夫委員 何社ありますか。

○宮城行夫土木総務課長 先ほどの140社の中の内訳で破産企業8社ということでお伝えしました。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案県道の路線の認定及び廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の13ページをごらんください。

乙第25号議案県道の路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本議案は、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業により、那覇バスターミナルの交通結節機能が強化され、交通需要の増加が予想されるため、真地久茂地線の終点を現在の国道58号松山交差点から国道330号旭町交差点に変更し、那覇バスターミナルへのアクセス性向上を図る必要があります。

このため、道路の認定及び廃止について道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嶺井秋夫道路管理課長 乙第25号議案県道の路線の認定及び廃止についての概要について、説明資料2-9で御説明いたします。

2ページの図面をごらんください。

この図は、今回認定、廃止する路線と関係する道路を示した図であります。赤色の線で示した区間が今回新たに認定する真地泉崎線で、青色の線で示した区間が今回廃止する真地久茂地線となっております。

今般、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業に伴い、那覇バスターミナルの交通結節機能が強化されることから、増加が予想される交通需要の対応のため、接続道路の機能拡充により那覇バスターミナルへのアクセス性向上を図る必要があります。

このため、真地久茂地線の終点を現在の国道58号松山交差点から国道330号旭町交差点に変更し、現在、那覇市道の泉崎松尾線を取り込んで真地泉崎線として新たに路線認定するものであり、路線の認定、廃止について、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、那覇高校前交差点から松山交差点の区間については、現在、真地久茂

地線と那覇内環状線との重複区間となっていることから、真地久茂地線廃止後は那覇内環状線となります。

以上、乙第25号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 与儀交差点地域の交通渋滞はどうなりますか。名称を変えて交通渋滞が多少緩和されますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 交通渋滞につきましては、現在与儀交差点から那覇高校前交差点につきまして改修工事を行っておりますので、それで解消されるものだと思っております。

○嘉陽宗儀委員 いつまでに改修工事を終えて、いつから交通渋滞が解消されますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 現在事業している区間につきましては、平成30年度までが事業期間となっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外39件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料により順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。変更部分には、下線を引いております。

21ページの陳情平成25年第50号の4、平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

25ページをごらんください。

記の32の(2)については、「平成26年4月に工事に着手しております。」から「平成26年8月に工事を完了しております。」に変更しております。

39ページの陳情平成25年第132号、中城湾港新港地区の振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の2については、「定期船就航に向けた実証実験を継続し、定期船就航を目指しております。」から「鹿児島航路の定期船就航に向けた実証実験を継続した結果、船会社は、平成27年4月からの定期運航の意向を示しております。」に変更しております。

40ページの陳情平成25年第133号、平成25年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の2については、「定期船就航に向けた実証実験を継続し、定期船就航を目指しております。」から「鹿児島航路の定期船就航に向けた実証実験を継続した結果、船会社は、平成27年4月からの定期運航の意向を示しております。」に変更しております。

42ページの陳情第12号、那覇港泊埠頭の乗船施設整備及び那覇港港湾機能再編計画の見直しに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

43ページをごらんください。

記の4については、「今後、関係町村と対応を検討することとなります。」から「今後、構成団体（県・那覇市・浦添市）を含め、関係町村と対応を検討することとなります。」に変更しております。

44ページの陳情第42号の4、平成26年度「離島・過疎地域振興に関する要望

事項」に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

45ページをごらんください。

記の6の(4)については、「今後、関係町村と対応を検討するとのことであります。」から「今後、構成団体(県・那覇市・浦添市)を含め、関係町村と対応を検討するとのことであります。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情3件について御説明申し上げます。

51ページの陳情第66号の4、美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、現在、県は老朽化した団地を多く管理しているため、その建てかえを優先させているところです。

なお、離島における定住促進等を図るための公営住宅建設については、市町村が主体的に行うべきと考えており、県は、予算の重点配分を行うなど、その支援に努めているところです。

記の2については、下地島空港については、シミュレーターの発達により実機訓練が激減している現状があることから、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあると考えております。

県としては、下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は、下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募るとともに、有識者等で構成する委員会を設置し、周辺の土地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討を行うことにしております。

記の3については、河川事業は、洪水等の災害防止や正常な流水機能の維持等を主たる目的としていることから、河川内の赤土除去を目的とした事業は行っておりません。河川に流入する赤土につきましては、発生源での対策が最も有効であり、関係機関と連携を図りながら河川への赤土流出防止に取り組んでいるところであります。また、管理用通路につきましては、業者委託により定期的に草刈りを実施しており、今後も引き続き維持管理に努めていきたいと考えております。

記の4については、港湾の照明灯については、離島の港を中心に整備要望が出されていることから、平成25年度から計画的に整備を進めているところであります。

53ページの陳情第77号、平成26年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、中城湾港(新港地区)の振興・発展を図るため、県は中城湾港開発推進協議会と今後とも一層の連携を図りながら、発展的拡充を側面から支援します。

記の2については、平成26年度において新たに先島への実証実験に取り組んでいるところであります。また、今後、福岡及び京阪への航路拡大や、定期船就航実現に向けた環境整備についても取り組む計画であります。

記の3については、西埠頭と東埠頭を接続する港湾内道路については、平成26年度に整備を行うことにしております。西埠頭の上屋整備については、平成26年度に3棟目の上屋の工事に着手する予定であります。東埠頭の上屋については平成27年度に整備に着手したいと考えております。総合物流センターの設置については、需要見込み等を勘案し検討していきたいと考えております。

記の4については、電力料金の低減化やスマートグリッド化等については、平成24年度に中城湾港（新港地区）で実施した電気料金低減化等可能性調査事業の成果を踏まえるとともに、新たな知見に基づき、電力使用の見える化システムの導入やスマートグリッド化など、当該地域に適した電力料金低減化に係る手法を検討し、中城湾新港地区協議会や関係自治体、国及び電力会社等と調整を図りながら事業施策の策定を行い、事業化に向けた支援に取り組むこととしております。

記の5については、新港地区の防災対策については、平成26年度、中城湾港（新港地区）における防災計画を策定することとしております。

また、防犯カメラ等の設置については、平成25年11月から沖縄県、県警、うるま市、沖縄市、立地企業、地元自治会等が一堂に会して意見交換を行っております。防犯カメラの設置については、平成26年度から整備していきたいと考えております。

記の6については、沖縄の将来像である「沖縄21世紀ビジョン」を踏まえ、平成24年5月に策定された「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、「中城湾港については、東海岸地域の活性化を図る産業支援港湾として、新港地区において流通加工港湾の整備を推進するとともに、定期船就航の実験等により物流拠点の形成を推進する」と位置づけられております。

関係行政機関の窓口の一本化については、現在の中部土木事務所中城湾港分室の機能拡充を図っていきたいと考えております。

55ページの陳情第80号、建物の瑕疵に対する是正等を求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

陳情者が主張するセンターの違反等については、陳情者を原告、センターを被告とした損害賠償請求事件として民事訴訟で争われ、一審、二審及び最高裁（平成26年6月決定）において原告の請求は棄却されております。

以上のことから、県としては、センターの違反等の責任はないものと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 55ページ、陳情第80号、建物の瑕疵に対する是正等を求める陳情について、処理方針を見ますと最高裁で棄却されたと書いてあります。そういったものを議会の場へ持ってきて審査すべきことなのか。このことについてはいかがかと思っております。これは議長の責任でもありますが、県議会の事務局、議長はこういったものまで我々に審査させるのか。そして、こういったことはやらないということを決めました。これはある人が何回も持ち込んできて、最高裁で負けてもなおかつ文教厚生委員会に頻繁に出され、そのときにこういったものは整理しましょうということで決めました。最高裁判所で決着がついたものを沖縄県議会が審議のしようもないですし、こういうことは審査しないという取り決めがそのときになされたのです。ここで審査のしようもないということと、過去に決めたことをもう一度整理して、こういったものは受け付けの段階でやらない、受け付けしない、そこら辺をもう一度確認していただきたいと思えます。これは皆さんの問題ではなくて、我々議員と沖縄県議会事務局や議長との関係ですので、事務局の若い皆さんではわからないかもしれませんが、そこはもう一度事務局が持ち帰って、事務局長以下議長を含めてしっかり話し合いをして、過去に処理したものも…。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、当該陳情については委員会としては審査を行わないこととし、陳情の受け付け方については、過去に決めた取り扱いを確認の上、必要であれば委員長から議長に申し入れることを確認した。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 53ページ、陳情第77号。実証実験の問題がありますが、全体的な状況としてはどうですか。

○田原武文港湾課長 新港地区の実証実験については、平成23年11月から開始しまして現在に至っておりますけれども、当初1航海当たり226トンから始まりまして、平成25年度末で1月当たり2000トンを超えております。先月の速報値でいきますと、1航海当たり700トンを出しております。右肩上がり伸びているという状況の中、去る7月には船主であります南日本汽船株式会社から来年の4月から航路を定期化しますという発言がありましたので、実証実験については計画どおり進んでいると考えております。

○新里米吉委員 以前少し問題となったのが、県外から沖縄へ来るものは一定程度のトン数はありますが、沖縄から県外へ持っていく貨物量が少なくて大丈夫かなど。実証実験をして次から本当に定期航路に結びつけられるのかどうかという懸念の協議をしたことが記憶にあるものですから。新港地区での沖縄からの貨物はふえてきていますか。

○田原武文港湾課長 委員のおっしゃるとおり、移入につきましてはかなりふえておりますが、新港地区からの出荷についてはまだ実績が上がっていない状況ではあります。

○新里米吉委員 採算ラインに持っていくためには、沖縄の港の中の業務分担みたいなものを作って、片道はいっぱいだけれども、もう一方は余り荷物が少ないということでは企業も実際に定期航路をやっても採算性がとれるのかどうかという心配がいずれ出てこないかと思って気になるのですが、それを解消する方策は考えていますか。

○田原武文港湾課長 荷主からしますと、定期で航路がたくさんあれば出荷もしやすくなるということがございますので、今回鹿児島航路の実証実験でございましたが一今、次年度計画をしております、今後また先島や大阪、東京あたりも実証実験で航路を設定し、その中で首都圏に貨物を出したいという企業に利用してもらおうと。そうやって貨物を集めていくことで船も定期化に向けた

道筋ができていくのではないかと考えております。

○**新里米吉委員** 採算の見通しはあるので定期航路に向けていくのですよね。沖縄側からの貨物は少なくても、鹿児島からの貨物がかなりあって、2つをトータルで見れば何とかやっていると。それとも、しばらくは赤字でもそのうちふえてくれるだろうという期待値を含めての定期航路に入るといことなのでしょうか。どちらですか。

○**田原武文港湾課長** 鹿児島航路につきましては、我々当然定期航路化してほしいという思いはありますが、実際に判断するのは企業になりますので、その企業が定期化しますと宣言したわけですから企業が考えております採算レベルには達してきているのかなと考えております。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** 36ページと51ページ、陳情平成25年第104号の4、陳情第66号の4、宮古島市の県営広域公園について。この場所の選定に係ることについて話もお聞きしたのですが、すっきりしないのでいろいろとお伺いしたいと思います。そもそも、この公園のテーマについてはどういうものがありますか。

○**伊禮年男都市計画・モノレール課長** 宮古の美しい青い海とそこで育まれる豊かな自然と文化を生かしたということで、宮古の青い海公園ということをやテーマとしております。仮称ですが「ミャークヌ・オー・イン・パーク」ということでテーマをつくっております。

○**奥平一夫委員** 今話を聞いた人はほとんどわからないと思いますが、「オー・イン・パーク」とはどういう意味ですか。

○**伊禮年男都市計画・モノレール課長** 宮古の青い海の公園ということでございます。

○**奥平一夫委員** 宮古の青い海公園、そういうテーマがあって、県営広域公園をつくりたいという要望がたくさんありました。この公園構想というものは20年近く前から宮古圏域だけに県営広域公園がないということでいろいろ場所探

しを行っていたのですが、池間島を丸ごと県営広域公園にしようという構想もありましたし、あるいは宮古の東のところについてもやろうということもあったのですが、なかなかまとまらなくて今に至っております。この県営広域公園にかける宮古の人たちの思いというものは非常に強いものがありまして、やはり海をテーマとした県営広域公園ということなのです。それは実は既存の観光地域という意味ではなくて、新しい観光地域をつくるのだという意味でも県営広域公園というものは非常に期待をされていたのですが、結果的には前浜地域というところが皆さんの審議の中で決定されました。このことについて少し聞かせていただけますか。この候補地を選定するというところについていろいろな設定がありますよね。例えば、下地島地区と前浜地区という大きな海浜のところといろいろ比較をしておりますが、比較項目設定の仕方が少しおかしいのではないかと思います。現在の位置と交通条件といいますと、前浜地域は圧倒的に市街地から近くてかなりにぎわっているので最初からここはよいということになるわけです。ところが翻って伊良部の下地島地域はほとんど未開発地域なのです。ですから、かなり多様な生物が存在している地域、あるいは将来的には可能性がある地域です。そういう意味では、現在の立地特性がどうかと聞かれましたら、当然前浜地域になることは決まっているのです。自然条件の項目があるのですが、景観はどうなのかといいますと、これは今は前浜地域が非常によいということになっておりますが、伊良部の下地島地域のロケーションは世界一だと思います。かなり変化に富んで宮古にはない景観となっております。ですから、なぜ前浜地域が景観で二重丸となっているのかということも非常に不思議です。下地島地域の特性はかなり広い地域なのです。公園にしようと思えば幾らでも公園にできる空間が広がっています。下地島空港の後背地といいますか、そのあたりにもありますし、あの海辺はかなりの有力な砂がいろいろなコテージが建ちつつあります。すごくよいところです。もう一つの設定は周辺の環境となっているのですが、現在の利用特性はどうかというところで前浜地域ではトライアスロンやビーチバレーの全国大会などの開催があり、海をテーマとしたさまざまな規模のイベント実績があります。ですから前浜がよいのだということを書いておりますが、これは現在の利用特性というものは将来的な見込みはどうなのかという設定をしたほうがむしろ早いと思います。将来の利用予測では前浜地区が断然いいと、これはトライアスロンとビーチバレーができるということで前浜地区に決ってしまったという経緯があるわけです。総合評価が非常にいいと。先ほど言いましたように、県営広域公園に対する宮古の皆さんの考え方は新しい観光地ができるだろうということで非常に期待もしていたのですが、既存の現在にぎわっている前浜地区をそっくりその

まま公園へということで、もう一つの観光施設というものが結局期待できなくなったということです。そういう意味では、現在にぎわっているところを優先的にも評価をされたということで非常に残念な思いなのですが、皆さん方の議事録などを見てもビーチサッカーができるので前浜がいい、伊良部架橋が通行どめになる可能性についても言及すべき、下地島地域は台風で橋が閉鎖されると公園利用者が閉じ込められると。審議委員がこのような認識でこのような発言をしている議事録がありますが、ほとんどが認識不足ですよ。台風が来たら飛行機も飛ばないのでどこにいても閉じ込められるのです。下地島だけではありません。ですから、伊良部架橋が来年開通しますが、宮古本島圏域と一体化したいろいろな開発といいますか、振興が図られるべきだと思います。当局もそのようにやっているわけですから、私としては県営広域公園を中心とした下地島、伊良部島地域の振興を図っていくということのほうがいいのではないかと思っております。ですから、選考の経緯が余り宮古地域を知らない方が一地域の皆さんも二、三名入っておりますが、どうもすっきりしないのですが、御答弁いただけますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 委員御指摘の評価項目なのですが、立地特性、自然条件、社会条件、周辺環境という項目で各委員に委員会の中で審議をしてもらいました。確かに、委員の御指摘もありますが、その中でも逆に言いますと下地島の一前浜地区もそうなのですが、現地も確認をして評価しております。その中でやはり下地島に関しては幾つかの大きな課題がありまして、それも含めて委員としては総合的に前浜地区のほうを評価をしたと考えております。

○奥平一夫委員 今言われた下地島の課題というものは何ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 大きな課題は、都市計画区域に編入しないといけないということがあります。それについてはすぐに取り組まなければいけないのですが、なかなか厳しい状況があるという話があります。それから、下地島と伊良部島の間にあります水路に関して浄化の問題があるということで、これに関しては地元市町村が取り組むという話はしているのですが、当日委員は現地を確認しております。その状況も含めて課題があったということでございます。

○奥平一夫委員 伊良部島と下地島との入り江は確かに汚いです。下水道が

全然できていなくて、そこに生活排水が来るので。これは結局伊良部架橋が開通をして、その地域に対するさまざまなインフラ整備というものがあります、道路ももちろん含めて。そういう海環境をどのように浄化していくのかと。たくさんの事業が入ります。ですから、未開発で汚いので県営広域公園化がだめになると言うのでしたら、どこもこのようなことは何もできなくなります。むしろ、公園を入れてそこをきれいにしようと、公園は確かに県営広域公園ですけども、宮古島市も一緒になって、皆さんはこういうインフラをきちんと整備してくださいという話にならなければここはいつまでたってもそのままの状態でも何もしないと思います。それから、前浜地区一別に悪く言っているわけではありませんが、前浜地区はほとんど畑なのです。あの畑は優良地なのです。そして向こうに新しく果樹園ができました。その果樹園があるところを囲むので公園がいいという指摘をしている方々がいたのが非常に不思議なのですが、ここはほとんど畑で、ここに果樹園ができたばかりです。できてちょうど1年ぐらいでしょうか。なぜわざわざこの果樹園を囲まないといけないのかと非常に奇異な感じがします。この畑も除外しないといけない、前浜地区の畑の土は肥沃で物すごくいいのです。ですから、そういうところを潰して公園にしてしまうということもどうなのかなという気もします。それは審議委員がそのように決めたのでしようがない話なのですが、県営広域公園を決めていく中で選定や建設について住民に説明をするということはこれまでにありましたか。石垣のすばらしい県営公園がありますよね、バナナ公園ですか。あそこはすばらしいです。それでもいろいろな地権者がいたり、周辺にいろいろな人もいるので地域の皆さんにはきちんと説明をする必要があると思いますが、どうでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 バナナ公園の件についてはわかりませんが、今回の件につきましては今後住民説明会にかわる環境配慮書という手続がありますので、その中で住民説明会をやっていくと。また、正式な位置決定に当たっては都市計画決定をしますので、その中で住民説明会をして意見を聞いてくということになっております。都市計画決定の中で正式に位置が決まると考えております。

○奥平一夫委員 決まってからいろいろ都市計画のときに説明とかと言っても、なかなか難しい話ではありますが、ぜひ丁寧に説明をしてください。私はもったいないと思って非常に今でも残念ですけども。

あと1点、新たな広域の選定も視野に入れて検討をするという項目がありま

す。ですから、そういう意味では今皆さんが検討した県営広域公園のほかにも別の面積を持って公園にするという考えですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 これについては委員会のほうでも議論になりました。宮古島の防災機能を持った公園が必要ではないかという話があります。それについてはまだ結論は出ていないのですが、今後具体的な市との役割分担もありますし、既設の施設との連携、防災施設の整備手法もまだ関係機関と協議をしていないものですから、今後検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 これは2年前にもそういった議論がありました。宮古島市は2つの公園がほしいと。県営広域公園を2つに分けてスポーツレクリエーションの公園にしたい、もう一つは防災機能を持った公園にしたいという話をしたときに、こういうのはなかなかと土木建築部長はおっしゃっていましたよね。2つも県営広域公園として同時にできるのかという疑問を呈していましたけれども、今この審議会の中に防災機能を持った公園を新たな候補地として選定も視野に入れるという考え方はどうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 宮古圏域に県営公営を2つということは難しいと思いますけれども、1つの公園で若干飛び地になるということはあるわけですね。今回、この検討委員会の中で最終的に前浜地区に決まったわけですが、防災という機能も県営公園である以上、県営公園は広域公園として整備しますので必要だと思います。ところが、この前浜地区だけでは少し厳しいということで、それについては改めて考える必要があるということですので、それについては次回の検討委員会で委員の先生方にまた議論をしていただこうということでございます。やはり防災機能は持たせるという方向で考えるというような雰囲気にはなりつつあると考えております。

○奥平一夫委員 これは県営広域公園として防災機能を持ったものをやろうということですか。

○當銘健一郎土木建築部長 検討委員会が次回ですので、結論については私のほうから申し上げることはできないのですが、防災機能が必要だということが今の検討委員会の議論の内容でございます。

○奥平一夫委員 要するに、防災機能を持った公園というものは先ほど都市計画・モノレール課長がおっしゃったように宮古島市がやるのか、あるいはどうしようかというところで今とまっていると考えていいですか。

○當銘健一郎土木建築部長 防災機能を持った公園として宮古島市にも一定の役割を持ってもらって、県も一定の役割を果たすというところの調整もまだでございますので、今後よく宮古島市とも相談をしていきたいと思えます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 9ページ、陳情平成24年第159号。赤瓦の使用促進に関連をして、これは前にもお話をしたことがあるのですが、商工労働部で技能士のかかわりで年間100万円ぐらいの補助をいただいて赤瓦の技能士を養成しております。技能の面では技能士の確保の中で沖縄県職業能力開発協会が技能士養成のために補助金をいただいてやっております。そういう中で陳情を見ますと、平成24年で2カ年以上経過しているわけです。その中でこれを採択してもおかしくない状況に来ているのではないかと思っているのですが、どうして延びているのかわかりませけれども、そういう中で沖縄21世紀ビジョンの基本計画の中において沖縄らしい風景づくりが施策として位置づけられているということで、2カ年経過しているのですが、その中で皆さん方の処理概要の実績として出てくるのでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 赤瓦に関しては今のところ実績はなく、平成27年度に向けて財政当局と調整をしているところであります。

○浦崎唯昭委員 ということは、今日までは計画的には進んでいなかったということになるのですか。それともそうではないのか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 県の実績はないのですが、市町村では取り組みがありまして、那覇市等に関しては赤瓦の助成実績はあります。ただ、県のほうでも赤瓦に関しては助成できないかということで平成26年度予算に関しても予算要望をしてきたところではあります。厳しく、また平成27年度も予算要望をしているという状況にあります。

○浦崎唯昭委員 私も那覇市の出身なので那覇市についてはよく知っております。鳥堀から首里高校のある山川の道路までもきれいになりまして、町並みが赤瓦で非常にいい景観になってきたと思って大変評価をしているところです。それをよく知っておりますが、沖縄県でもこの処理概要のとおり来年度の予算でということですので、ぜひ進めていただきたいと思っておりますが具体的にどのような予算があるのでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 一括交付金のソフト事業を使いまして、基本的には赤瓦等の助成制度を設けたいということで要望をしているところであります。

○浦崎唯昭委員 処理概要で市町村とも一緒になりますし、一括交付金の活用もということで2年前にも書かれているのですが、これからこの処理概要が進んでいくということにしなければならないということで理解すればいいですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 市町村と連携をしているところなのですが、市町村に関しては去年久米島町が一括交付金を使って助成制度を設けております。県が少しおこなっているような状況ではあります。今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○浦崎唯昭委員 よろしくお願ひします。赤瓦の技術の研究開発等にも取り組んでいきたいとのことですが、その辺についてはどのような技術開発なのでしょう。技能士がいらっしやって今一生懸命頑張っていることは現場でよく見ておりますけれども。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 赤瓦に関しては台風で飛散するということがありますので、とめつけ工、具体的には赤瓦が飛散しないようなとめつけの方法、あと瓦自体の性能の向上ができないかということで、そこら辺を技術研究したいということで平成27年度予算で上げているところです。

○浦崎唯昭委員 では、この処理概要は来年度の予算で実になるところがたくさん出てくるということで理解したらいいですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 ぜひ、財政当局と交渉をして頑張っていきたいと思ひます。

○浦崎唯昭委員 赤瓦づくりの宮古空港に行きますとすばらしいということもいつも思うので、ぜひそれが全県下に広がるように沖縄県の大事な仕事だと思っておりますので一市町村は頑張っているようですから、県も頑張ってもらいたいと要望をして終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今、赤瓦の話が出ましたが—これは前にもお伺いしたことがあります、それと関連して赤瓦の話も結びつくところは観光立県沖縄ですから、観光にもプラスになるということでの話だと思います。土木建築部は道をつくったり、建物をつくったり、道路の植栽の整備をしたりなどいろいろあると思いますが、土木建築部の中にもただ頑丈な建物、維持管理ですとかそういった観点だけではなくて、観光立県沖縄における道路ですし、植栽ですし、そういう建物なのだという、部は違うかもしれませんがいわゆる観光という観点から道も見る、建物も見る、植栽も見る、そういう観点が土木建築部の中にももっとあるべきではないかという感覚は持ちます。予算的なものもあるかもしれませんが、例えば道路の雑草の問題などいろいろと出てきますが、あのようなものは観光の観点から見ますとこれは絶対何とかしないといけないという感覚になると思います。土木建築部がやっていて予算的なものがあるのではなかなか年に一、二回しかできないということもあるかと思いますが、道路の維持管理、あるいは物をつくる、そういう物にしても土木建築部の中に観光立県沖縄なのだという観点から、この道は、この植栽は、この建物はという形で—前にもバス停の赤瓦の話もしたりしましたが、そういう観点がもっと土木建築部の中に必要ではないかと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 確かに観光というものを強く意識した土木建築部としてのいろいろな対応ということは必要だと思います。例えば、平成24年度の一括交付金の中でソフト交付金が出まして、観光に資する道路にはフラワークリエイション事業ということで大きいプランターを置いて—コンテナみたいなものですが、花を植えたりいろいろなことをしております。また道路につきましても、先ほど委員からお話があった琉潭通りは非常に見違えるような景観となりまして、最初はぽつぽつとやっておりましたが今は線としてだんだんつながって非常にいい町並みとなっております。琉潭通りも観光を意識して電線

類を地中化してやっと首里城が電線なしで写真が撮れるようになったということもありますので、そういうことはきちんと意識をしながら一つ一つ前には進んで行っていると考えております。

○**新垣安弘委員** ぜひ、そういう観点をもっともっと意識してやっていただきたいと思いますが、先週、新垣委員長も一緒でしたが久米島町へ行きましたら、久米島町の県道の植栽のますが雑草が生えて大変だと、これをコンクリートで埋めてほしいという要望も出ました。そこは離島であろうが、沖縄本島であろうが、本当に課題は一緒だなと思ったのですが、建物にしても、道路にしても、さらに観光立県という観点から土木建築部の扱うものを見ていただきたいと思います。また、そういうセンスを磨いてやっていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○**金城勉委員** 53ページ、陳情第77号についてお伺いいたします。先ほども少し伺ったのですが、定期船就航の件で実証実験を平成23年度からスタートしてこれまで順調に進んでまいりました。記の2のほうの説明には今後福岡及び京阪神あたりへも航路拡大を検討していきたいと答えているのですが、これについては具体的にどのようなスケジュール等での取り組みを計画しておりますか。

○**田原武文港湾課長** まず、京阪の京都、大阪については、来年度実証実験をしたいということで、財政当局に予算要望をしているところでございます。あと福岡につきましては、今のところ鹿児島から陸送をやったりはしておりますけれども、順序としては京阪を先にしたいと考えております。

○**金城勉委員** これは来年度の予算要求でということになりますと、具体的なスタートの時期はいつごろになりますか。

○**田原武文港湾課長** 今確定したスケジュールはございませんけれども、まず船社を決めないといけませんので、仮に予算がついたとして3カ月程度は船社の公募に向けた準備等が必要となります。予算がついたとして早ければ8月から9月ぐらいにかけてになるかと思っております。

○金城勉委員 京阪の場合、実証実験で大体どのくらいの期間を想定していますか。

○田原武文港湾課長 これまで実証実験については、大体3年をめどに定期航路化していくという目標を持っておりますので、同じように大体3年をめどにしたいということは思っております。

○金城勉委員 先ほど新里委員からの指摘もありましたけれども、移入の貨物についてはどんどん伸びてきて、移出の貨物の確保というものが課題となっておりますが、この辺の角度からの検討はどのように考えておりますか。

○田原武文港湾課長 移出につきましては、新港地区に進出しております企業が東京方面に出荷したいという要望もございますので、鹿児島と異なりまして移出については京阪のほうが可能性は高いかと思っております。

○金城勉委員 ぜひ頑張ってください、ここも定期航路にまで進んでいけるように期待をしたいと思います。

もう一つ、54ページの記の4ですが、新港地区における産業用電力料金の低減化、あるいは発電機能の整備について、この処理概要では事業化に向けて支援に取り組むと書いてありますが、この事業化に向けた取り組みについて具体的な手法、あるいはスケジュール等についても説明をお願いします。

○古波蔵寿勝産業政策課産業基盤班長 今年度事業化に向けてという御質疑だと思うのですが、内容として具体的には電気使用量の見える化システムの導入や省エネルギー診断についてその協議会と各関係市のうるま市、沖縄市と今現在話し合いを進めているところでございます。

○金城勉委員 それはわかりますが、具体的に低減化、あるいは発電機能の整備などについて具体的に支援に取り組むという説明ですので、具体的な方向性というものは持っていないのですか。

○古波蔵寿勝産業政策課産業基盤班長 方向性としては、今年度関係機関も集めて話し合いをしておりまして、その中でまずは現実的な路線で先ほど申し上げました省エネルギー診断や見える化システムの導入について事業を行えるか

どうかという検討をしているという現状でございます。

○金城勉委員 余りよくわからないのですが、見える化システム等によって低減化ができるのですか。

○古波蔵寿勝産業政策課産業基盤班長 これについては平成24年度に行った調査事業でのシミュレーションですが、約5%程度の電力料金の低減化が図れるのではないかという結果が出ております。

○金城勉委員 よろしくお願ひします。

最後にもう一つですが、記の5の防災計画の策定を今年度で実施するということになっておりますが、この防災計画の中には中城湾新港地区も避難計画などに入っているのでしょうか。

○田原武文港湾課長 今回実施します防災計画の策定ですが、この中に避難経路や避難タワーの必要性、必要があればどのあたりに設置するかといったことも含めて検討することになります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 2点確認したいのですが、15ページ、陳情平成25年第12号。新石垣空港のタクシーの件について、陳情者の要旨の中で一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会八重山支部—タクシー協会の要望という形で無料化をしていただきたいという要望なのですが、その処理概要を見ますと、以前にこのタクシー協会も含めた話し合いが3回持たれて有料化ですという形で皆さんもそれを前提に駐車場の中にスペースを確保しましょうというところまで行っているというお話なのですが、どちらがどうこうなのかよくわかりませんが、その辺についての経過と申しますか、これは平成25年ですからその後今日までどういった動きがあるのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 改正条例までの経緯及び他の利用者との公平性の観点からやはり無料化は難しいということで御説明いたしまして、御理解いただいていると考えております。

○仲宗根悟委員 処理概要にもありますとおり、話し合いを持たれているのですよね。それで双方が納得しつつ、スペースを確保するので有料ですよということはお伝えしながら話し合いを進められてきたわけですよね。ところが、陳情の中身は一方的に決められたというような内容でどうなのかなど思ったりもしているのですが、その辺の話し合いの経過というものはどうなのでしょう。

○多嘉良斉空港課長 新石垣空港の開港に当たりましては、公平に利用ができるようにということでターミナルサイドの利用方法についてしっかりと関係者を集めてそういった意見も聴取しながら進めてきたという経緯があります。タクシー協会も当然御参加されて、それも納得の上でみんなで配置、利用計画を決めたということを理解していただきまして、その後そういった強い無料化に向けての要望は聞いておりません。

○仲宗根悟委員 この陳情は平成25年に出されているのですが、空港が開港されてもう少しで1年半となります。現在動いている中でタクシー協会の方々から再度要望や話し合いをもう一度持ちましょうというようなアプローチというものは現在の段階でありますか。

○多嘉良斉空港課長 最近は、離島桟橋から空港までのシャトルバスの新規参入というものがございまして、そのバス停の確保などといった話があります。管理者であります空港課といたしましても、1年たって利用方法が多岐にわたってきておりますので、課内の中では適当な時期に再度関係者を集めて配置計画などを協議していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 新石垣空港が開港してからこの間初めて利用させていただいたのですが、すぐ目の前にあります無料のタクシープールがそうなのかなど。それから道路を横断して有料スペースといいますか、その二段構えがあるということなののでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 空港に不定期で待っていただけるタクシーについてのタクシープールとなっております。予約をしていただいて事前に来ているタクシーについては不定期で並ぶ場所に駐車ができませんので、駐車場の中にスペースをつくって対応しているということでございます。

○仲宗根悟委員 記の2番目の白タクシーについては最近はどのような動きな

のでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 空港の利用者はバス、タクシー、レンタカーを利用されておりまして、空港の管理事務所や石垣空港のターミナルを管理しております石垣空港ターミナル株式会社からはタクシーの横行についてという御報告は今のところございません。

○仲宗根悟委員 では、タクシーの皆さんからすると白タクシーについては今は問題ないと思っていいわけですね。

あと1点、18ページ、陳情平成25年第34号、対米請求権の問題について。対米請求権については処理概要の前半で理解しているのですが、土木建築部が所管しております道路管理課の処理概要の未買収の潰れ地について新たに道路編入を今進めているところだと、以前にも聞いたことがあります。そして、まだ未解決で未買収の部分も残っているということなのですが、これは理由としても一地権者と言っていいのでしょうか、所有者が不在や行方がわからないというような内容も含んでいるということですが、この件については県道6号線のことに限ってのことですか、それとも旧軍、あるいは米軍に道路に編入された事例が県道6号線以外にも県内にはあるのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 潰れ地の問題につきましては県道6号線に限らず県内全域においてやっております。

○仲宗根悟委員 先ほど申しあげました未買収潰れ地の買収を進めるに当たって、今後所有者、地権者の行方がわからないなど今は手がつけられない状態なのか、それはどのような解決方法を見ていくのか、そのまま放っておくことはできないのか、それについての方向性はどのようなのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 この件につきましては、新たに道路を改修していく、今まで整備されていなかった部分を整備し直す、そして用地を確認したときにそういうことが出てくる場合がございます。そういうときはそこですぐ対応するのですが、それ以外に各市町村からもそういった情報を提供していただいて、それで対処をしているところでございます。

○仲宗根悟委員 大変難しいところだと思いますし、頑張る以外にはないと思います。これ以上言っても所有者がいないのであればしょうがない話なのです

が、市町村と連絡をとりながらやるということですので、解決してほしいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、甲第5号議案平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の甲第5号議案平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

平成26年第5回沖縄県議会(定例会)議案(その1)の16ページをお開きください。

今回の補正予算は、老朽化した石川上間送水管の更新事業等において、複数年度にわたる工事等をふやし、早期の供用開始を図るため、導送水施設整備事業の債務負担行為限度額を増額補正するものであります。

内容としましては、第2条の債務負担行為の補正のとおり、平成26年度沖縄県水道事業会計予算第5条で定めた債務負担行為限度額35億2254万2000円を、59億7341万5000円に改めるものであります。

以上で、企業局の議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、甲第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 債務負担行為限度額を35億円余りから59億円余りにふやす理由ですが、当初の債務負担行為限度額は単年度分を想定していたのですか。これを複数年にわたる工事に変更したのでふやしたのか。額も大きいのでなぜ最初で想定をしてやればいいことを今になってこれだけふやすということの理由がよくわからないのですが、もう少しわかりやすい説明をお願いします。

○**仲村豊建設計画課長** 平成26年度の予算において上半期執行をしましたところ結構執行残が出ましたので、その活用とあわせて下半期に管路工事等を発注したいということなのですが、どうしても管路工事等は1年以上の工期がかかるものですからそれに合わせて平成27年度分の債務負担を増額して今回補正に上げているところです。

○**新里米吉委員** 要するに、次年度分まで含めて最初はそこまでは想定をしていなくて、今回の補正では平成27年度分まで含めての予算を考えたものだからこういう結果になったということですよ。

○**仲村豊建設計画課長** そういうことでございます。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** 来年の分まで事業費を確保してやりたいという、この緊急性とといいますか、来年度なさればいい話を今年度のうちに債務負担行為を起こして来年度の分まで予算を確保しようという意図は何ですか。

○**平良敏昭企業局長** 今委員のおっしゃる疑問はよくわかります。基本的には、石川上間送水管というものは大分老朽化しておりまして、早目に耐震化の管に切りかえることは非常に重要なことですので、これはできるだけ早期にやっていきたいと思っております。そしてもう一つ、は複数年にわたるものですから安定的に発注がしやすくなり、受ける企業もそういう形で全体的に工事がよ

り効率的に進められるということで、できるだけ早目に耐震化の取り組みをしたいという考えで、できるだけ事業量をふやしていこうということで今取り組みをしておくということです。

○奥平一夫委員 事業の発注は来年度分まで一括して発注をかけると、入札をするということなのでしょうか。

○仲村豊建設計画課長 債務負担を設定することで次年度まで複数年度にまたがった発注ができますので、工事の規模や工期などを効率的に設定でき、発注できるということで企業局長からもあったのですが、業者にとっても年間を通じての工事の平準化ということで大分有効に事業が執行できるということで今回補正に上げております。

○奥平一夫委員 最後になりますが、そういう意味では1つの事業者が今年度、来年度分までの事業で落札をすると。来年度は新たな入札をせずに一気に同一事業者が来年度分までの事業を獲得するということになるわけですね。

○平良敏昭企業局長 石川上間間で相当距離がありますので、相当の区間にはできるだけ多くの企業が受注機会に恵まれるように分割をして行います。例えば、工期が400日や500日かかるケースもありますので、そういう工期の設定の仕方によっては複数年度にわたる企業も当然出てくるということになります。

○奥平一夫委員 それは分離分割で発注をしてたくさん企業の来年度もやってもらおうと。かかるところもあるけれど、それをやってもらおうということです。

○平良敏昭企業局長 はい、そうです。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2、平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 工業用水の料金を安くしてほしいという陳情なのですが、全国ですと1立方メートル当たり幾らとなっておりますか。

○平良敏昭企業局長 沖縄県は1立方メートル当たり35円となります。全国平は大体24円から26円、25円を挟んでの水準となっております。

○新垣清涼委員 今、離島を含めて同じように水道料金の負担を軽くしようということで企業局で計画がされていますよね。そうしますと、沖縄本島が負担をしなければいけないというような新聞記事になっていたのですが、今皆さんの試算で離島の皆さんも沖縄本島と同じような料金とする場合、沖縄本島ほどの程度負担すれば大丈夫なのでしょうか。

○平良敏昭企業局長 水道の広域化につきましては、保健医療部を窓口として実際の作業は企業局が全面的に行いますので、これは企業局にとっては非常に大きな仕事のわけですが、特に小規模離島でいいますと住民の水道料金が相当

高い、そして水道の技術も非常に弱いということで、その辺の2つの面から企業局が全面的に取り組もうということでございます。新聞にも値上げのことが多少書いてありましたが、単純に申し上げますと、両親と子供2人ほどの標準世帯で考えた場合に月額当たり50円ほどの値上げになるであろうと思います。例えば、電力料金も全てそのような仕組みで特に小規模離島は相当赤字なわけですが、全体で負担をできるだけ平常化することによって同一料金でやっております。そういう点では、特に小規模離島の南北大東島などは水道料金が非常に高いわけです。そこはやはり全体で定住コストをできるだけ平準化していくという取り組みは当然やるべきだということで、我々企業局にとっても非常に大きな負担となりますが、県民の協力も仰ぎながらぜひこれは積極的にやっていきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 大変いいことだと思います。同じ県民が高い料金で水を飲まされていると言えば大変ですが、そのような負担があるということはよく見えておりますので、できるだけ早く計画を進めていってほしいと思っております。そして、それぞれの離島でできる水資源の開発についてもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○**新垣良俊委員長** 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情平成24年第76号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 それでは、環境部所管の陳情について、お手元の資料土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規1件、継続17件、計18件となっております。

初めに、継続17件中、処理方針に大きな変更がある1件について御説明いたします。

お手元の資料10ページをごらんください。

陳情平成25年第17号につきましては、株式会社倉敷環境に対して発出した平成26年8月を履行期限とする改善命令の改善結果について時点修正を行っており、変更があった部分について御説明させていただきます。下線部をごらんください。

現場調査の結果、一部改善がおくれている箇所があることから、測量等により詳細に確認するとともに、引き続き改善を行うよう指導を強化しております。

続きまして、新規の陳情1件につきましては、処理方針を御説明いたします。28ページをごらんください。

陳情第75号、沖縄市北部産廃処分場に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1について、沖縄市北部の産業廃棄物最終処分場については、安定型処分場1カ所、管理型処分場1カ所が設置されています。

管理型処分場と安定型処分場の一部では、許可容量を超えて産業廃棄物が埋め立てられていることから、平成24年11月に事業者、地元3自治会、営農団体、沖縄市及び県の7者により締結されたごみ山改善協定に向けた基本合意書において、新たな焼却施設の本稼働後8年以内に改善するとされており。

県としては、基本合意書を確実に履行させるため、段階的に事業者に対する改善命令を行うなど、厳正に指導していくこととしております。

2について、最終処分場周辺の地下水から環境基準値を超えるヒ素等が検出されていることから、その原因把握を行うため、複数回の調査を行い、専門家の意見を踏まえ総合的に考察したところ、環境基準が超過した原因については、最終処分場の影響である可能性が極めて高いとして取りまとめ、汚染の範囲についても、最終処分場周辺に限られていることを確認し、平成26年7月23日の住民説明会で説明したところです。

また、事業者に対して、平成26年1月29日に生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう廃棄物処理法に基づき改善命令を行ったところです。

事業者からは、地下水対策として、①雨水を地下に浸透させないよう、覆土

等による流出防止対策を行うこと、②処分場内から下流側に流出する地下水を極力少なくするため、地下水をくみ上げるバリア井戸を設置する対策が提示されています。

県では、事業者から提示された地下水対策の手法について、専門家からの意見を聴取したほか、地元自治会等からなる7者協議会及び住民説明会で説明を行い、事業者による対策が実施されております。

今後、最終処分場周辺に新たなモニタリング井戸を設置し、対策の効果について確認し、事業者に対する指導を行っていくこととしております。

以上、環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**新垣良俊委員長** 環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 28ページ、陳情第75号、新規の陳情についてですが、陳情要旨に「早急に山積みした廃棄物を撤去し、許可条件に合致させるとともに、安全な勾配にすること」とありますが、これに対する処理はどうなっていますか。

○**當間秀史環境部長** 許可条件以上に積み立てられたものや埋め立てられた廃棄物につきましては改善命令を都度都度発出しております。それによって今後段階的に改善を促していくということになっております。

○**嘉陽宗儀委員** 段階的に改善をさせていくと言っていますが、本当に改善していますか。

○**當間秀史環境部長** 改善状況につきましては、環境部の職員を初め、保健所の職員で現地確認を都度都度行っておりますけれども、安定型処分場の部分について改善が徐々に図られてきてはいるという状況です。

○嘉陽宗儀委員 徐々にといいますか、大分前から徐々にという同じ言葉だけを使って説明をしています。徐々にといいますと、どのくらいの速さですか。

○當間秀史環境部長 先ほど御説明申し上げましたように、ごみ山改善協定というものがございまして、地元自治体、自治会、営農団体等を含めた7者と協定を結んでおりますけれども、その中においても当該ごみについては新炉が稼働してから8年をかけて改善するというので、今はその目標へ向かって行程を組んで改善をさせているという状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 今、ごみ山にユンボが入って工事をしているみたいですが、あれは何ですか。

○比嘉隆環境整備課長 今の委員の御質疑について、9月17日に中部保健所へ連絡がございまして、今あるごみ山の頂上に重機がありますがどういふことですかということ。早速職員が現場へ確認しております。先ほどから改善についていろいろと説明しておりますが、我々からごみ山へ土を入れたり、シートで覆うというキャッピングを行って雨水が地下に浸透しないようにということを指導しております。そして、それに向けた一つの作業として重機を入れて導水をつくるという工事をしていたということ。現場の確認もしております。

○嘉陽宗儀委員 遮水というものはどのくらいの高さからどのくらいまでやるのですか。

○比嘉隆環境整備課長 キャッピングという手法は、遮水壁ではございません。

○嘉陽宗儀委員 この陳情の記の2番目に遮水壁や矢板のことについて書かれており、地下水を封じ込めて汚水の拡大防止に努めることと書かれておりますが、その処理についてはどうなっていますか。

○當間秀史環境部長 これまでヒ素等が検出されたので地下水の対策につきましては専門家の意見を聞いて、その防止を図るためにはどういった対策が一番いいのかということ。聞きますと、一番最初にやるべきことはごみ山全体をまずは覆土する—キャッピングですね。覆土するということ。それがまずは優先されるということです。次に、事業者においてはさらにバリア井戸を掘ってそこから地下水をくみ上げるということ。現在しております。この状況を見た上で今後

矢板を打つことが必要なのかどうかを判断したいということでございます。

○嘉陽宗儀委員　ごみ山の勾配については制限をかけていますか。

○比嘉隆環境整備課長　そもそも最終処分場の埋立容量の許可の際に決められており、それ以上に積み上げられたものが今問題となっておりますが、それについては勾配ということはありません。一方で、例えば積みかえ保管のための保管施設については50%の勾配でということですが、最終処分場については勾配の基準といったものはございません。

○嘉陽宗儀委員　皆さん方が一生懸命努力して住民説明会でもいろいろ説明もされているみたいですが、結論から言いますと事業者がなかなか言うことを聞かないような感じがします。皆さん方は警告も何十回も出していますよね。何回ぐらい出しているのですか。

○大浜浩志環境企画統括監　手元にある資料でございますが、警告につきましては平成16年に1回やっております。その後、安定型処分場につきましては2回の改善命令、管理型処分場についても2回の改善命令を出しております。管理型処分場につきましては、毎年段階的に改善命令を出し改善させていくということで、今のところはそのような形となっております。

○嘉陽宗儀委員　これまでの答弁とはまるっきり変わっています。何十回も警告を出しているはずですが、2回しか記録がないのか、皆さん方の指導に継続性がないのではないですか。

○大浜浩志環境企画統括監　今まで累積して平成25年までで168回指導は行っているということでございます。

○嘉陽宗儀委員　1回、2回でしたらそんなものですかと思いますが、さすがに168回と聞いたら驚きますよね。皆さんは168回も指導勧告を行っていますが、言うことを聞かないのはどうしてですか。

○當間秀史環境部長　先ほど相当回数の指導を行ったということを答弁したところでございますが、平成24年から我々としても強力な取り組みを行いまして、その中で7者協議会もつくり、そこへ事業者も入ってもらい、そしてそこから

は事業者もかなり行政の意見を聞いてくるようになっております。

○嘉陽宗儀委員 この件についてはずっと一貫して質疑をしておりますが、これほどしぶとく粘られているものは余り聞いたことありません。これはやはり皆さん方がこのような場合には刑事告訴含めてきちんと対応すべきだと言ってきましたが、それを全くやらないのでこうなっているのではないですか。

○當間秀史環境部長 これまで長い間なかなか指導が行き届かなかったことは県としても反省しているところでありまして、そういったこれまでの経緯を踏まえた上で、ここ二、三年はかなり強力に改善に向けて取り組んでいるというところではあります。

○嘉陽宗儀委員 これ以上は言いませんが、同じ答弁を何年間も聞かされております。この事業者は嘉手納町に不法投棄をして逮捕されたり、脱税で逮捕されたりといろいろありますが、それでも皆さん方は犯罪歴もあるような方に許可を出して、埋立承認ではないですがきちんと許可を出して営業をさせて、あげくの果てにこのような結果ですよね。今後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律―廃棄物処理法を含めて、県警も含めてこのような対応をしますと一般質問の中で言っていたのですが、改めてこのようなやり方では議会で追及されて大変だということで、毅然たる態度で対処してください。私がおとなしくしているから、またきょうもこのぐらいで終わるのだろうと。

○當間秀史環境部長 多少誤解があるとは思いますが、県としても毅然とした態度で事業者には臨んでいるところではあります。

○嘉陽宗儀委員 住民説明会のことを私は知花、登川、池原で聞いておりますが、県が何もやってくれないということで、相当怒り爆発寸前です。それについては、このことの解決の仕方は非常に明瞭なので、やり方がわからないだけではなくて、やり方もわかっていながら皆さん方は168回もの指導に至っているわけですので、今後同じようなことをこちらが質疑しなくても済むようにそれこそ毅然たる態度でやってもらえますか。

○當間秀史環境部長 地域住民の不安感というものはもっともだと思います。住民説明会などを通して丁寧な説明をしつつ、事業者に対しても適正に毅然とした指導を行っていきたいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 先日、住民説明会があったようですが、それについて簡単に説明いただけますか。

○比嘉隆環境整備課長 7月23日に沖縄市の農民研修センターで県と株式会社倉敷環境一倉敷環境、沖縄市職員も交えまして、現況、あるいは今後のごみ山改善の行程、地下水の状況、対策について説明しております。住民は54名ほど出席しておりました。

○奥平一夫委員 現況について説明があった、あるいは地下水の調査結果が出たという話がありましたけれども、現況がどうなっているのか、あるいは地下水調査の結果、何がどうなっているのかということをお聞かせください。

○比嘉隆環境整備課長 地下水の調査につきましては、平成25年の1月から11月にかけて4回調査をしております、その中でヒ素が検出された箇所が当初は4カ所ございましたが、11月の時点ではそれが2カ所になるという状況を説明しております。

○奥平一夫委員 この問題について、どのように解決を図っていくと住民の皆さんに話をされたのですか。

○比嘉隆環境整備課長 倉敷環境からもこの取り組み等を説明しておりますが、倉敷環境では先ほど陳情処理方針の中でありましたようにバリア井戸をつくりまして、地下水の汚染が周囲に広がらないような対策、あるいは県におきましては周辺環境の水質調査をしていくということで説明をしております。

○奥平一夫委員 その汚染が周辺に広がらないようにというのは倉敷環境の提案ですか。それはどのように説明されていますか。

○比嘉隆環境整備課長 いわゆるバリア井戸といいまして、地下水が流れるところでそれをくみ上げて下流側に行かないような対策をしていくということが倉敷環境の対策の1つでございます。それからもう一つは、今現在ある処分場

の表面を一先ほども説明しましたが、キャッピングによって土を覆土したり、あるいはシートをかぶせるという工法でもって汚水がしみ込まないような対策をとりながらごみ山の改善も一緒にやっていくということで説明しております。

○奥平一夫委員 そのキャッピングというものにどれくらいの威力があるのかわかりませんが、積まれた産業廃棄物のごみの中にはいろいろな異常なガスが発生したりということがありますけれども、その土中の調査もされていますか。つまり、ごみ山の中の調査はされていますか。

○比嘉隆環境整備課長 時期ははっきりしませんが、去年、土壌については一度県外へ出すときに調査がされております。そして、土壌の環境基準を満たしているという結果が出ているようでございます。

○奥平一夫委員 それからバリア井戸。つまり、地下水が外に行かないような方法らしいのですが、地下水というものはそう簡単にとめられるのでしょうか。ところで、どれくらい地下水は流れているのですか。

○比嘉隆環境整備課長 このバリア井戸を設置するとか、くみ上げるということにつきましては、倉敷環境のほうから提案を受けまして琉球大学の専門の先生方、あるいは福岡県の大学の先生方へ意見を求めまして、それでもって今実施をしております。今委員が御質疑されました具体的な地下水の量については、今はお答えすることはできないのですが、そういう方法でモニタリングをしながらということで一応専門家の意見は聞いております。

○奥平一夫委員 これはモニタリングなのですか。地下水が周辺に拡散しないような方法ということで先ほど説明があったのですが。

○比嘉隆環境整備課長 バリア井戸でくみ上げながら、さらにそこも水質を測りながら、さらに敷地外でもモニタリングをしていくということで取り組みをしております。

○奥平一夫委員 これはバリア井戸というもので単なるモニタリングをしていると、どのあたりまでそれが広がっているのかという調査をしているにすぎないのではないですか。

○比嘉隆環境整備課長 バリア井戸というものは、敷地の境界のほうにございますけれども、そこから流れてくる地下水にヒ素等が入っているということでそれをくみ上げるわけです。

○奥平一夫委員 それはわかりますが、バリアというものは防御をする、防ぐという意味ですよね。福島県の汚染水が流れているところは一生懸命遮水壁をつくってとめようとしていますけどとまらないのです。皆さんは地下水の調査もされていないわけですよね。それでどうやってバリア井戸と名前をつけたこれが汚染水が拡散するのを防ぐというそれらしい説明をされているのですか。これは単なるモニタリングですよ。

○比嘉隆環境整備課長 地下水が集まってくる場所でもってくみ上げるわけです。それでできるだけ下流に行かないようにしていると。そして、あわせてキャッピングという形で汚水が浸透しないという方法でもって、今対策をとっているということでございます。

○奥平一夫委員 説得したい意味はわかりますが、地下水の水路の調査はきちんと実施されているのですか。地下水がどのように流れて、水脈がどれくらいあって、どのくらいの量が流れているのかという調査はされていますか。

○比嘉隆環境整備課長 それは県がということでしょうか。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、環境整備課長から、倉敷環境がコンサルタントに調査を委託して、そのデータを専門家に提示した上でこの対策をとるようになったとの説明があった。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 これは宮古島市でもあったことなのですが、積まれたところから汚染水が流れて基準値をオーバーしてしまい、住民の皆さんからさんざん言われて、それでもしらばくれて、ようやく今検査の結果基準値をオーバーし

ているという結論が出ているわけです。それで一生懸命流れている汚染水をどのようにしてとめるかということを業者に対して言ったところ、バリア井戸だと。このバリア井戸が本当に汚染水をとめているのかといたら、これはおかしいのです。それで今、この陳情を出している皆さんも言っていますが、周辺に汚染水が拡散しないためには矢板を打ち込むということが一番大事なのです。これがまさにパーフェクトのバリアなのです。陳情にもあるようですが、矢板を打ち込んでこれをとめる、どうですか。

○**當間秀史環境部長** バリア井戸の設置につきましては、流量計算はきちんとされていて、それから透水係数、あるいは計画水位低下量などということも計算された上で1分間当たり80リットルをくみ上げて、2本の井戸でやると。そのことについても、琉球大学の先生に了解をもらった上でバリア井戸で十分ですということですので今やっているところでございます。

○**奥平一夫委員** そのバリア井戸でどれくらいの汚染水が漏れていくのですか。

○**當間秀史環境部長** 流量計算によって、1本の井戸で1分間で80リットルほど吸い上げればカバーできるということでの計算でございます。

○**奥平一夫委員** 水脈は2本だけですか。

○**當間秀史環境部長** 今は2本です。

○**奥平一夫委員** これは完全にブロックされていると。安倍さんと同じように完全にブロックされているということですね。

○**當間秀史環境部長** 完全にブロックというよりは、今回の地下水対策といえますか、これは基本的には産業廃棄物処理施設から出てきたヒ素等の対策でございますが、この産業廃棄物処理施設に雨水が入り込んだためにその水が還元状態となってヒ素が分離をして出てきているということがありましたので、まず第一にやるべきことはキャッピングをして雨水をとめると。雨水をとめたらある程度ヒ素の流出はとめられるのですが、さらにもう一つの手段としてバリア井戸を掘って水をくみ上げたら万全になるというものが専門家の意見でございます。

○奥平一夫委員 学者と議論をしても勝てませんが、現実問題としてキャッピングをしてバリア井戸をつくれれば完璧だと今おっしゃいましたが、そのことについて担保はできないですよ。1分間当たり80リットルと先ほどおっしゃいましたが、これくらいの汚染水がもし流れているのでしたら一地下はどれくらいを通っているのかはわかりませんが、矢板を打ち込むことくらいできますよね。大した金額ではありません。業者に頼めば済む話で、それを行えば完璧にとまりますよ、どうですか。

○當間秀史環境部長 当面その方策をやった上で、県としましても今後モニタリング井戸をさらに掘る予定がありますので、それも掘って状況を確認しながら矢板を打つことも検討をするという状況であります。

○奥平一夫委員 その説明会の中で住民からはどのような意見や不安が伝えられましたか。

○比嘉隆環境整備課長 7月23日に開きました住民説明会で住民からは幾つか意見がございまして、地下水対策の最善策は全量撤去である、ヒ素を希釈して流していいのか、対策について法律等も勉強したいので再度説明会をもってもらいたい、あるいはうるま市の川崎、兼箇段にも同じ河川が流れているが調査はどうなっているのか、今回の防止対策は暫定的なもので68メートル以下の廃棄物も撤去してもらおうという意見がございました。

○奥平一夫委員 それではその汚染水というものは地下何メートルぐらいを流れているのですか。

○比嘉隆環境整備課長 幾つかありますが、大体30メートルくらいということですよ。

○奥平一夫委員 住民がこれだけ不安視しているのでしたら、暫定的にでもいいのでまず矢板を打ち込んでとめることが大事だと思います。現に環境基準値をオーバーしていると、皆さんは一生懸命していなかったと言いましたが今度の調査でわかったのですよね。そういう住民の思いに寄り添ってきちんと行政がやるということが一番大事だと思います。恐らく皆さんはこの場では頑として言わないのかもしれませんが、それぐらいの気持ちでやらないと二次被害一どの

ような被害が出るかはわかりませんが、また別の地域で調査をしたときにそれが出ましたという話になってしまったら手おくれといえますか、厳しくなると思います。なるべく早いうちにいろいろな手を打つべきだったのですが、200回近い行政処分を受けながらも彼らに負けて今まで来ているわけですね。ですから、当然毎回毎回住民説明会を開くことは大事ですし、モニタリングをしてきちんと調査をしていくということも大事なのですが、現実問題として汚染水となって流れ出ているわけなので、たかだか30メートルのところでしたら矢板を打ち込んでとめたほうが一番いいと思います。これ以上言ってもまともな答弁はないと思いますので、これはぜひ早目に頑張ってください。後ろの陳情を出されている皆さんも真剣にその話をいつ行政がやりますと言うのかと待っていると思います。こういうことは何年になりますか。隣の嘉陽委員は答弁まで覚えているというぐらいですので、オウム返しにこのような話ばかりではなくて、今とめるのだという気持ちをこの時期にぜひやってください。どうですか。

○**當間秀史環境部長** 環境部としてもこの問題は大きな問題でもあり、これまでの経緯も踏まえますとじくじたるものは感じているところであります。やはり埋め立てられた規模も大きいものがございますので、一つ一つ丁寧に解決を図りながらこの問題を解決していきたいと考えております。

○**奥平一夫委員** 基準値を上回ったモニタリング地域は2カ所からですか。

○**比嘉隆環境整備課長** 2カ所です。

○**奥平一夫委員** あれはどれくらい離れているのですか。

○**當間秀史環境部長** 基本的には2カ所とも今の産業廃棄物処理施設の真下あたりです。

○**奥平一夫委員** 調査側は恐らく数が少なければそうなのかもしれませんが、できるだけ広範囲にいろいろ調査をして、本当に広がっていないかどうかということをもう一度しっかりと調査してください。これで終わりますけれども、ぜひ住民の思いに寄せて行政側が毅然とした態度で事業者に対して当たらないとこれは絶対解決しないと思いますので、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 1点だけお聞きしたいと思います。28ページ、陳情第75号の件ですけれども、新炉建設が進められてきたと思いますが、今はどういう状況ですか。

○比嘉隆環境整備課長 新炉は1日200トンの規模ですが、3月から試運転を始めまして、当初予定は7月、8月から本稼働ということでございましたけれども7月に1つのトラブルがございまして、50日間ほど稼働ができなくて、今は調整をしながら本年11月ぐらいの本稼働をめどに取り組みをしております。

○金城勉委員 トラブルというものはどういった内容ですか。

○比嘉隆環境整備課長 溶融をした後に溶融炉からスラグが出るのですが、このスラグが一部壁につきまして、これが少し厚みがあって急激に落ちまして、そこは下の方に水冷をするような形があったのですがそこへ落ちてそこでとまってしまったという状況で、今は壁にくっつかないような状況で改善を行いまして運転をしております。

○金城勉委員 これが本格的に11月から稼働した場合は、その後のごみ山の処理というものは順調に進んでいきそうですか。

○比嘉隆環境整備課長 先ほど環境部長からもありましたように8年間という期限がございまして、それに向けても新炉の稼働というものは非常に重要なこととなります。そして、11月から新炉が本格稼働すれば8年間でのごみ山の撤去ということが可能かと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 バリア井戸で水をくみ上げることなどについて話をされていましたが、これは有害物質が入っているわけですよね。それをどのように処理されていますか。

○比嘉隆環境整備課長 くみ上げた水につきましては、炉の冷却水として使用しております。

○新垣清涼委員 炉の冷却水として使用しますと、有害物質は消えるのですか。

○比嘉隆環境整備課長 消えるということではございませんけれども、そこからまた敷地外へ排出するという事はなくなります。

○新垣清涼委員 今、毎分80リットルくみ上げますよね。冷却水として使うということは熱を冷ますためなので蒸発するかもしれませんが。そうしますとどんどん逆に濃度は濃くなっていくのではないですか。それはいつまでも無限大に使うわけではないですよ。ここから出てきた汚染されて濃くなった水はどうなるのですか。

○比嘉隆環境整備課長 今委員の御指摘のとおり、冷却水を使用した場合に焼却灰などが出ますが、そこに有害物質が残ると。ただ、それはフィルター等でろ過していきますので、それがそのまま外へ出て行くということではございません。有害物質が入った焼却灰を検査していくということで運用されております。

○新垣清涼委員 水から灰に含ませるわけですね。そうしますと、その灰はどのように処理するのですか。

○比嘉隆環境整備課長 それは管理型処分場で処分するという形になると思います。

○新垣清涼委員 それは外には出ないということでもいいのですか。

○比嘉隆環境整備課長 いわゆる処分ということでは、そういう処理の方法で特に問題はないかと思えます。

○新垣清涼委員 本当に大丈夫ですか。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、環境部長から、具体的な処理の方法についてはまだ事業者
に確認していないので、事業者に確認した上で、次回報告するとの説
明があった。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 害があってみんな心配しているのです。その処理はしっか
りととってもらうように事業者の皆さんに調査をして、そしてそれが本当に適
正に最後までされているかということをしつかりと指導してもらわないと。県
民の健康を守るために皆さんはそういった指導をしているわけですので、しっ
かりと取り組んでください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。
以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣良俊委員長 再開いたします。
議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。
これより、議案及び陳情等の採決を行います。
まず、乙第13号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行いま
すが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第13号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新垣良俊委員長 挙手多数であります。

よって、乙第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第20号議案訴えの提起について採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第20号議案訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新垣良俊委員長 挙手多数であります。

よって、乙第20号議案は可決されました。

次に、乙第16号議案から乙第19号議案まで、乙第21号議案及び乙第25号議案の議決議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案から乙第19号議案まで、乙第21号議案及び乙第25号議案の議決議案6件は可決されました。

次に、甲第3号議案平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）及び甲第5号議案平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）の予算議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案及び甲第5号議案の予算議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の裁決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情56件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会の所管事務に係る決算事項の審査日程を議題に追加することについて協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についての審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、10月15日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊